

第13次 鳥獣保護管理事業計画

令和4年 4月 1日から

令和9年 3月31日まで

(改定：令和8年3月30日)

福 島 県

目次

はじめに	1
第1 計画の期間	1
第2 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	1
1 鳥獣の保護及び管理	1
2 認定鳥獣捕獲等事業者	2
3 鳥獣保護区	2
4 鳥獣保護管理員	2
5 狩猟	2
6 有害鳥獣捕獲	2
7 東北地方太平洋沖地震及び原発事故による影響	3
8 その他の課題	3
第3 鳥獣の区分と保護及び管理の基本的な考え方	3
1 希少鳥獣	3
(1) 対象種	3
(2) 保護及び管理の考え方	3
2 狩猟鳥獣	3
(1) 対象種	3
(2) 保護及び管理の考え方	3
3 外来鳥獣等	4
(1) 対象種	4
(2) 管理の考え方	4
4 指定管理鳥獣	4
(1) 対象種	4
(2) 管理の考え方	4
5 一般鳥獣	4
(1) 対象種	4
(2) 保護及び管理の考え方	4
第4 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	5
1 鳥獣保護区の指定等	5
(1) 方針	5
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	7
2 特別保護地区の指定等	7

(1) 方針	7
(2) 特別保護地区の指定等計画	9
3 休猟区の指定	9
(1) 方針	9
4 鳥獣保護区の整備等	9
(1) 方針	9
(2) 整備計画	10
第5 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	11
1 鳥獣の人工増殖	11
(1) 方針	11
(2) 人工増殖計画	11
2 放鳥放獣	11
(1) 方針	11
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	12
(3) 放獣計画	12
(4) 希少鳥獣等	13
(5) 外来鳥獣等	13
第6 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	14
1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	14
(1) 許可しない場合の基本的考え方	14
(2) 許可する場合の基本的考え方	14
(3) わなの使用に当たっての許可基準	16
(4) 許可に当たっての条件の考え方	16
(5) 許可権限の市町村長への移譲	16
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	17
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	17
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	18
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	18
2 学術研究を目的とする場合	19
3 鳥獣の保護を目的とする場合	21
4 鳥獣の管理を目的とする場合	22
(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	22
ア 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	22
イ 予察捕獲	22
ウ 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施にあたっての留意事項	24

エ	鳥獣の適正管理の実施	2 4
オ	有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	2 5
カ	有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	3 2
(2)	第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合	3 4
5	その他特別の事由の場合	3 5
6	鳥類の飼養登録	3 7
7	販売禁止鳥獣等の販売許可	3 7
第7	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に 関する事項	3 8
1	特定猟具使用禁止区域の指定	3 8
(1)	方針	3 8
(2)	特定猟具使用禁止区域の指定等計画	3 8
2	特定猟具使用制限区域の指定	3 8
(1)	方針	3 8
3	猟区設定について	3 9
(1)	方針	3 9
4	指定猟法禁止区域	3 9
(1)	方針	3 9
(2)	指定計画	3 9
第8	特定計画の作成に関する事項	4 1
1	特定計画の作成に関する方針	4 1
2	実施計画の作成に関する方針	4 2
第9	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	4 3
1	基本方針	4 3
2	鳥獣の生態に関する基礎的な調査	4 3
(1)	方針	4 3
(2)	鳥獣生息分布調査	4 3
(3)	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	4 4
(4)	狩猟鳥獣生息状況調査	4 4
3	法に基づく諸制度の運用状況調査	4 5
4	新たな技術の研究開発・普及	4 5
5	有害鳥獣対策調査	4 6
(1)	方針	4 6
(2)	調査の概要	4 6
6	放射性物質モニタリング調査	4 6

(1) 方針	4 6
(2) 調査の概要	4 6
第 10 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項	4 7
1 鳥獣行政担当職員	4 7
(1) 方針	4 7
(2) 設置計画	4 7
(3) 研修計画	4 8
2 鳥獣保護管理員	4 8
(1) 方針	4 8
(2) 設置計画	4 8
(3) 年間活動計画	4 9
(4) 研修計画	4 9
3 保護及び管理の担い手の育成	5 0
(1) 方針	5 0
(2) 研修計画	5 0
(3) 狩猟者の確保対策	5 0
4 野生生物共生センター（旧鳥獣保護センター）の設置と運営	5 1
(1) 方針	5 1
(2) 野生生物共生センターの施設計画	5 1
5 取締り	5 2
(1) 方針	5 2
(2) 年間計画	5 2
6 必要な財源の確保	5 2
第 11 その他鳥獣保護管理事業の実施のため必要な事項	5 3
1 狩猟の適正化	5 3
2 傷病鳥獣救護の基本的な対応	5 3
(1) 方針	5 3
(2) 傷病鳥獣救護の対応	5 3
3 油等による汚染に伴う水鳥の救護	5 4
4 鳥獣の保護及び管理における感染症への対応	5 4
(1) 高病原性鳥インフルエンザについて	5 4
(2) 豚熱（CSF）、アフリカ豚熱（ASF）について	5 4
(3) 野生動物の感染症について	5 4
5 普及啓発	5 5
(1) 鳥獣の保護についての普及等	5 5
(2) 安易な餌付けの防止等	5 5

(3) 猟犬の適切な管理	5 6
(4) 野鳥の森等の整備	5 6
(5) 愛鳥週間行事等の計画	5 7
(6) 愛鳥モデル校の指定	5 7
(7) 法令の普及徹底	5 8
第 12 指定管理鳥獣の管理に関する事項	5 9
1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する方針	5 9
附則	5 9
別紙（第 1 表） 鳥獣保護区の指定等計画（概要）	6 0
別紙（第 2 表） 既指定鳥獣保護区の更新等計画	6 1
別紙（第 3 表） 特別保護地区の指定等計画（概要）	6 3
別表（第 4 表） 既指定特別保護地区の更新等計画	6 4
別表（第 5 表） 特定猟具使用禁止区域の指定等計画（概要）	6 5
別表（第 6 表） 特定猟具使用禁止区域指定等内訳（個別）	6 6

本計画において法令等の省略は次のとおりです。

- 法 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
（平成 14 年法律第 88 号）
- 政令 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令
（平成 14 年環境省令第 391 号）
- 規則 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則
（平成 14 年環境省令第 28 号）
- 基本指針 鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針
（令和 3 年環境省告示第 69 号）

はじめに

鳥獣保護管理事業計画は、法第4条第1項の規定に基づき都道府県知事が策定する、鳥獣保護管理事業の実施に関する5カ年計画です。

福島県は、尾瀬や裏磐梯を始めとする優れた自然景観をもち、地域の農林業の営みが創り出す美しい里山に抱かれ、多種多様な鳥獣が人と共に息づく、自然環境に恵まれた県土です。

しかし、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震と、それに伴う福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）は、本県にも大きな影響を及ぼしました。福島第一原子力発電所周辺は、「帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域」に分断され、その後期間の経過により一部の区域は見直しや解除もされて来ましたが、現在も社会活動の制限が続いており、帰還困難区域では一体的な鳥獣保護管理事業の実施そのものが大きく制限されています。

また、イノシシなど特定の鳥獣においては、急速な生息数の増加や生息地の拡大が起きており、希少な植物等の生態系への影響や農林水産業、生活環境への被害が大変深刻な状況となっていることや、鳥獣捕獲に中心的な役割を果たしてきた狩猟者が減少、高齢化しており、捕獲の担い手の育成や確保が課題となっています。

第13次鳥獣保護管理事業計画では、本県が持つ豊かな自然環境の保全と、野生鳥獣の保護管理を同時に進めていきながら、東北地方太平洋沖地震及び原発事故で影響を受けた地域の自然環境の回復を目指し、生物多様性基本法及びその地域戦略である「ふくしま生物多様性推進計画」の理念を踏まえながら、人と野生鳥獣が共生する社会の形成を目指すものとします。

第1 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とします。

第2 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

1 鳥獣の保護及び管理

本県においては、生息分布の減少や消滅が進行している種がある一方、イノシシ、ニホンジカなど一部の鳥獣の生息分布は拡大傾向にあり、これらの鳥獣による農林水産業や自然公園等における生態系、生活環境への被害が深刻となっています。

また、ツキノワグマについては、年によって出没が増え捕獲頭数が増大することがあり、地域個体群を安定的に維持しつつ対策を取る必要があります。

このため、農業等の被害の大きいニホンザル、イノシシ、カワウ、ツキノワグマ、ニホンジカについては第二種特定鳥獣管理計画を策定し、個体群の管理、生息環境管理及び被害防除対策について、関係機関・団体の連携により、様々な鳥獣生息調査による野生鳥獣の生息状況の動向を把握しながら、総合的な鳥獣の管理を実施することとします。

なお、対策に当たっては、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ等が県境を越え広域を移動する動物であることから、隣接する県と生息状況や捕獲状況等について情報交換を行うことにより、連携した対応を行う必要があります。

また、これらの計画を適正かつ効果的に実施するためには県、市町村、関係機関等は各々の役割を果たしながら、必要な連携を図る必要があります。あわせて、地域住民への被害防止対

策等の普及活動を行う専門的な知識、技術及び経験を有する人材の育成及び確保を図っていく必要があります。

さらに、原発事故由来の放射性物質の拡散により、本県においては狩猟者の減少などにより人と鳥獣とのあつれきが増加するおそれがあることから、野生鳥獣の生息状況を把握し、適切な対応に努める必要があります。

2 認定鳥獣捕獲等事業者

認定鳥獣捕獲等事業者については、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合している事業者を認定し、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託をはじめとした鳥獣管理の担い手として役割が期待されています。

このため、認定鳥獣捕獲等事業者の育成、確保を図っていく必要があります。

3 鳥獣保護区

鳥獣保護区については、計画的な指定により野生鳥獣の保護を図ってきたところですが、年次変動はあるものの、近年、鳥獣による農林水産業被害等は高止まりの状態が続いています。

このため、狩猟鳥獣生息調査等により、適正な鳥獣保護区の指定について検討する必要があります。

なお、指定後に鳥獣の生息環境の悪化等が生じた場合は、状況により保全事業の実施を検討する必要があります。

4 鳥獣保護管理員

鳥獣保護管理員については、狩猟取締りや鳥獣保護業務等の活動のほか、鳥インフルエンザ発生時における関係機関との連携や鳥獣の保護及び管理についての助言・指導、鳥獣に関する環境教育への活動の充実など、鳥獣の保護及び管理の担い手としての役割が期待されています。

このため、鳥獣保護管理員に対するこれらの資質の向上のための研修等を実施していく必要があります。

5 狩猟

狩猟については、単に資源利用としての捕獲という側面だけでなく、捕獲圧をかけることによる個体群調整の手段として鳥獣の管理に重要な役割を果たしており、狩猟者はその担い手として期待されています。しかし、狩猟者の高齢化に加え、特に、原発事故由来の放射性物質の拡散による野生鳥獣の一部への国の出荷制限等により、狩猟者の育成確保が緊急の課題となっていることから、近年では狩猟免許所持者数は回復傾向であるものの引き続き狩猟者確保対策を実施していきます。

なお、違法捕獲や狩猟事故等が毎年発生しており、安全の確保や法令の遵守、マナーの向上等について啓発していく必要があります。

6 有害鳥獣捕獲

一部鳥獣の生息数増加や生息域拡大に伴い、農林水産業や生活環境への被害が増加してい

ることから、被害軽減を図るための有害鳥獣捕獲にあたっては、農林水産関係部局と連携して取り組む必要があります。

また、農林業者等が自ら行う被害対策を推進するため、わなの利用状況、安全性の確保、錯誤捕獲等の実態や課題を把握し、被害対策の効果を高めるための方策を検討していきます。

7 東北地方太平洋沖地震及び原発事故による影響

東北地方太平洋沖地震及び原発事故により、本県の野生鳥獣を取り巻く環境が大きく変化したため、環境創造センターと連携し、放射線モニタリング調査等による放射性物質が野生鳥獣に与える影響の評価などに取り組む必要があります。

さらに、帰還困難区域では特定復興再生拠点区域の整備が進められており、住民帰還の促進に向けて生活環境被害対策や営農再開の促進につながるよう地域の実情に応じた総合的な鳥獣被害対策を実施していく必要があります。

8 その他の課題

鳥獣の違法飼養や安易な餌付けによる馴化等の問題があり、野生鳥獣との接し方に関する普及啓発を行なっていく必要があります。

また、鳥インフルエンザなど動物由来感染症への不安が高まっており、専門的知見に基づく迅速・正確な情報提供等を行っていくことが求められています。

第3 鳥獣の区分と保護及び管理の基本的な考え方

1 希少鳥獣

(1) 対象種

法第2条第4項に基づき定める鳥獣、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA類、ⅠB類、Ⅱ類に該当する鳥獣、及び福島県レッドリストにおいてⅠ類（ⅠA類、ⅠB類）、Ⅱ類に該当する鳥獣

(2) 保護及び管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護及び管理のため、国による調査結果の活用や必要に応じて種ごとの生息調査等を実施し、必要があれば保護増殖事業や鳥獣保護区の指定等により種及び地域個体群の存続を図ります。

特に原発事故が鳥獣に与える影響の把握や今後の保護又は管理の在り方を検討するため、関係機関との連携を強化していきます。

2 狩猟鳥獣

(1) 対象種

法第2条第7項で規定する鳥獣

(2) 保護及び管理の考え方

狩猟鳥獣の適切な保護及び管理を図るため、必要に応じて生息状況等調査を行うほか、国による調査結果の活用や狩猟者からの聞き取り等により、生息状況の把握に努めます。

農林水産業・人的被害を発生させている鳥獣や、原発事故の影響により生息数が大きく増

加している鳥獣については、有害鳥獣捕獲の推進や積極的な狩猟圧のほか、第二種特定鳥獣管理計画の積極的な策定及び対策の実施により、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策を組み合わせ、被害減少を図っていくこととします。

3 外来鳥獣等

(1) 対象種

外来鳥獣又は国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）

(2) 管理の考え方

外来鳥獣等については、国による調査結果の活用や、鳥獣保護管理員及び専門家との情報共有等により、生息状況や農林水産業への被害及び生態系等への影響等について把握に努めます。

また、必要に応じて「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく防除事業等を実施します。なお、アライグマ及びアメリカミンクについては、高い環境適応力や繁殖力を備えており、本県でも生態系等への被害発生、拡大のおそれがあることから、令和3年3月に策定した「福島県アライグマ防除実施計画（第2期）」及び「福島県アメリカミンク防除実施計画（第2期）」に基づき防除を実施します。

4 指定管理鳥獣

(1) 対象種

法第2条第5項で規定する鳥獣

(2) 管理の考え方

指定管理鳥獣については、生息域の分布等に関する調査や個体数推定等を実施して生息状況等の把握に努めるとともに、関係行政機関等からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めます。

また、指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、第二種特定鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲等の目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施します。

なお、ツキノワグマについては、令和6年4月に指定管理鳥獣に追加されましたが、イノシシ、ニホンジカとは被害の形態や生態的特性が異なることから、その管理に当たっては、他の指定管理鳥獣と同一の取扱はしないこととします。

5 一般鳥獣

(1) 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等、指定管理鳥獣以外の鳥獣

(2) 保護及び管理の考え方

一般鳥獣の適切な保護及び管理のため、国による調査結果の活用や必要に応じて生息状況調査等を実施し、分布動向、地域個体群の極端な増減、鳥獣による被害等の発生状況などの把握に努め、必要があれば、希少鳥獣、狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じます。

特に、生息数が著しく増加又は減少している鳥獣若しくは原発事故の影響により生息環境が大きく変化した鳥獣については、第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画の積極的な作成及び対策の実施により、被害の防止とともに地域個体群の存続を図ります。

第4 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定等

(1) 方針

ア 指定等に関する中長期的な方針

本県は総面積 1,378,390ha に及び、中央に奥羽山脈、東部に阿武隈高地、西部の新潟県境に越後山脈が並行しています。このため、これらの山地により大きく三地域に分けられ、それぞれ変化に富んだ地形、気象、植生等の自然環境を有し、多種多様な野生鳥獣が生息しています。

多様な生物の保全や人と自然とのふれあい等への意識の高まりから、これまでに森林鳥獣生息地、大規模生息地、集団渡来地等の保護区の指定等により、第12次鳥獣保護事業計画期間終了までに、県土面積の10.6%にあたる145,540haを鳥獣保護区として指定しています。

本計画における鳥獣保護区の指定に当たっては、野生鳥獣が生態系の重要な構成要素であり、自然環境の一部として生物多様性の保全及び県民の生活に不可欠なものであるとの観点に加え、東北地方太平洋沖地震及び原発事故の影響で野生鳥獣を取り巻く環境が変わっている区域もあるとの認識から、鳥獣の生息状況の把握に努め、生息環境の保全の必要性を検討し、周辺地域への影響にも十分配慮しながら、区域の住民及び利害関係者との調整を図ることとします。

また、既指定鳥獣保護区のうち、本計画期間中に指定期間満了となるものについては、基本指針に基づき各種情報の収集と分析を行い、必要があると認められる場合には指定期間の更新を行います。

なお、更新等に際して、更新等を行う区域周辺で農林水産業等の被害がある場合には、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定等に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応するものとしますが、指定期間満了日までに、それぞれの鳥獣保護区及び周辺地域の状況を勘案し更新等の取扱を決定します。

帰還困難区域にある鳥獣保護区については指定期間を更新することとしますが、期間満了後の更新期間にかかわらず、復興の進捗状況や鳥獣保護区内の鳥獣の生息状況等を勘案しながら、指定の区域、期間などについて地域の意見を反映するよう配慮します。

イ 指定区分ごとの方針

(7) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、多様な鳥獣が高い密度で生息するなどの地域を森林鳥獣生息地の保護区とするか検討し、必要があると認められる場合には指定を行い、地域における生物多様性の確保に資することとします。

本県における森林鳥獣生息地の保護区の指定状況は75箇所、59,179haであり、このうち本計画期間中に指定期間満了となる保護区34箇所、26,645haについては指定期間の更新を行います。

(イ) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相の保護を図るため、必要な地域を大規模生息地の保護区とするか検討し、必要があると認められる場合には指定を行い、地域の生物多様性の拠点の確保に資することとします。

本県における大規模生息地の保護区の指定状況は、2箇所、34,068haであり、このうち本計画期間中に指定期間満了となる保護区はありません。

(ウ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する水鳥等の保護を図るため、渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等について必要な地域を集団渡来地の保護区とするか検討し、必要があると認められる場合には指定を行います。

本県における集団渡来地の保護区の指定状況は、3箇所、28,507haであり、このうち本計画期間中に指定期間満了となる保護区1箇所、10,450haについては指定期間の更新を行います。

(エ) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域を集団繁殖地の保護区とするか検討し、必要があると認められる場合には指定を行います。

本県では、集団繁殖地の保護区の指定はありません。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の保護を図るため、これらの生息地のうち、その保護上必要な地域を希少鳥獣生息地の保護区とするか検討し、必要があると認められる場合には指定を行います。

本県における希少鳥獣生息地の保護区の指定状況は、1箇所、23haであり、このうち本計画期間中に指定期間満了となる保護区はありません。

(カ) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間を繋ぐ樹林帯等であって、鳥獣の移動経路となっている地域又は指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域を生息地回廊の保護区とするか検討し、必要があると認められる場合には指定を行います。

本県では、生息地回廊の保護区の指定はありません。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域や、自然とのふれあいを目的とした鳥獣の観察・保護活動を通じた環境教育の場を確保するために必要な地域を身近な鳥獣生息地の保護区とするか検討し、必要があると認められる場合には指定を行います。

本県における身近な鳥獣の生息地の保護区の指定状況は、56箇所、23,763haであり、このうち本計画期間中に指定期間満了となる保護区10箇所、12,081haについては指定期間の更新を行います。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

ア 鳥獣保護区の指定等計画（概要）
（別表 第1表）（P60）になります。

イ 鳥獣保護区の指定等計画（個別）

(ア) 新たな鳥獣保護区の指定計画

（第1表）

年 度	鳥獣保護区 指定所在地	鳥獣保護区 予定名称	指定面積	指定期間	区 分
	新たな指定については、各種情報の収集と分析を行い、必要がある と認められる場合には指定を行います。				
合計					

(イ) 既指定鳥獣保護区の更新等計画

（別表 第2表）（P61）になります。

2 特別保護地区の指定等

(1) 方針

ア 指定等に関する中長期的な方針

特別保護地区は、鳥獣保護区の区域内において特に鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を
図る必要がある地区について指定するものです。

本県では、第12次鳥獣保護事業計画期間終了までに19箇所、12,794haを指定していま
す。

本計画においては、既指定の特別保護地区については引き続き適切な管理を図るととも
に、野生鳥獣の生息実態を把握し、特に保護を必要とする鳥獣が生息している場合には、
特別保護地区として指定するよう努めます。

なお、既指定特別保護地区のうち本計画期間中に指定期間満了となるものについては、
基本指針に基づき、各種情報の収集と分析を行い、必要があると認められる場合には再指
定を行います。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定します。

本県における森林鳥獣生息地の保護区での指定状況は、15箇所、3,312haであり、こ
のうち本計画期間中に指定期間満了となる特別保護地区7箇所、630haについては再指
定を行います。

(イ) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定します。

本県における大規模生息地の保護区での指定状況は、1箇所、6,090haであり、このうち本計画期間中に指定期間満了となる特別保護地区はありません。

(ウ) 集団渡来地の保護区

集団渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定します。

本県における集団渡来地の保護区での指定状況は、1箇所、3,334haであり、このうち本計画期間中に指定期間満了となる特別保護地区はありません。

(エ) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥獣、コウモリ等の繁殖を確保するために必要な中核的地区について指定します。

本県では、集団繁殖地の保護区での指定はありません。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域をできるだけ広範囲に指定します。本県では、希少鳥獣生息地の保護区での指定はありません。

(カ) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定します。

本県では、生息地回廊の保護区での指定はありません。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定します。

本県における身近な鳥獣生息地の保護区での指定状況は、2箇所、58haであり、このうち本計画期間中に指定期間満了となる特別保護地区はありません。

ウ 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息や繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について、特別保護指定区域として指定します。

本計画期間中の指定予定はありませんが、実情を勘案し、必要に応じて指定します。

(2) 特別保護地区の指定等計画

ア 特別保護地区の指定等計画（概要）

（別表 第3表）（P63）になります。

イ 特別保護地区の指定等計画（個別）

(ア) 新たに指定する特別保護地区の指定計画

本計画期間中の指定予定はありませんが、実情を勘案し、必要に応じて指定します。

(イ) 既指定特別保護地区の更新等計画

（別表 第4表）（P64）になります。

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少しているなど狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域について指定するものです。

本県では第9次鳥獣保護事業計画までに、可猟区の3分の1程度の面積について休猟区としての指定を行い、狩猟鳥獣の生息数の回復を図ってきたところですが、狩猟者登録件数の減少による鳥獣捕獲数の減少等に加え、市町村等から休猟区が農林水産業被害等をもたらす鳥獣の温床になっているとの意見があったことから、平成18年度に狩猟鳥獣生息調査を行った結果、特に農林水産業被害を及ぼすイノシシが休猟区で繁殖していることが確認されました。このため、農林水産業被害防止の観点から、第12次鳥獣保護事業計画においては、休猟区の指定を行いませんでした。

さらに、原発事故の影響により、野生鳥獣の肉から食品衛生法の基準を超える放射性セシウムが検出され、本県のイノシシなどの野生鳥獣には国から出荷制限等の指示が出されていることから、今後狩猟による捕獲数の増加によって生息数が減少していく危険性は少ないため、休猟区指定の目的である狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要性は薄れています。

以上のことから、本計画期間中も引き続き、休猟区の指定は行わないこととします。

なお、地域の静穏を保持する必要がある場合は、別途特定猟具使用禁止区域等の指定を行うものとします。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

ア 管理施設の整備及び巡視等の実施

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設置するとともに、維持管理のため適宜、修繕等を行います。

特に、身近な鳥獣生息地の保護区については、広く県民に鳥獣保護思想の普及啓発を図る観点から、地域住民や愛鳥モデル校の協力を得ながら、巣箱等の設置を推進します。

また、鳥獣保護管理員を中心に、鳥獣の生息状況の把握や違法な捕獲等の防止のための巡視を計画的に実施します。

帰還困難区域にある鳥獣保護区の整備等については、帰還困難区域の再編状況を勘案しつつ、適切な時期に整備及び巡視活動を再開します。

イ 保全事業の実施

鳥獣保護区に指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして保全の必要があると認められる場合には、鳥獣の繁殖等に必要な保全事業の実施により、生息環境の改善に努めるものとします。

帰還困難区域にある鳥獣保護区の保全事業については、帰還困難区域の再編状況を勘案しつつ、適切な時期に保全事業を再開します。

(2) 整備計画

ア 管理施設の整備

案内板や標識等は、鳥獣保護区等の新規指定及び更新に合わせて設置等を行います。

イ 利用施設の整備

(第2表)

区 分	令和4年度～令和8年度
観察路、観察舎等の管理	裏磐梯鳥獣保護区内の福島県裏磐梯野鳥の森について、観察路等の整備等を、実情を勘案し必要に応じて行います。

ウ 調査、巡視等の計画

(第3表)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
箇所数	137	137	137	137	137
鳥獣保護管理員数	帰還困難区域の再編状況を勘案しながら充足します。				
実施内容	鳥獣保護管理員による計画的な巡視を行い、違法捕獲等の防止を図るとともに、区域内の鳥獣の生息状況や標識類の設置状況等を把握します。				

第5 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

ア 希少鳥獣等

県内の絶滅のおそれのある鳥獣及びこれに準ずる鳥獣のうち、特に個体数が少なく、保護を図る必要のあるものについては、「絶滅のおそれがある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」等に沿って、必要に応じて営巣のための環境整備等の実施を検討します。

イ 狩猟鳥獣

キジ・ヤマドリについては、生産者団体に対し、必要な情報交換を行います。

(2) 人工増殖計画

(第4表)

年 度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	実施方法	
令和4年度 ～ 令和8年度	/		キジ ヤマドリ	生産者団体との情報交換。 なお、原発事故により出荷制限等 が指示されたキジ、ヤマドリの放 鳥は、指示が解除されるまでの期 間、一時休止とします。	

2 放鳥獣等

(1) 方針

これまで、狩猟鳥として人気が高いキジ・ヤマドリの生息数を確保するため放鳥を行ってきましたが、原発事故で大量の放射性物質が放出されたため、野生鳥獣から放射性セシウムが検出されており、イノシシ、ツキノワグマ、シカ、キジ、ヤマドリ、カルガモ及びノウサギから国が定めた食品の基準値である100Bq/kgを超える放射性セシウムが検出されたことから、シカを除くこれらの鳥獣に出荷制限（一部区域の制限を含む）が指示されました。このため、原発事故を原因として狩猟者登録数が減少し、キジ・ヤマドリの捕獲数が大きく減少していることから、出荷制限が指示されたキジ及びヤマドリについては、指示が解除されるまで放鳥を一時休止とします。

なお、今後放鳥を再開する場合は、改めて放鳥計画を作成し、以下の点に留意して行いま

す。

ア 生息環境を考慮し放鳥する。

イ 放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況の調査に資する。

ウ 放鳥するキジが生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や他の鳥類に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザ発生の際には、生産者団体等に対して、衛生管理の徹底や個体の健康状態の確認の徹底等を要請するとともに、放鳥事業実施の一時的な見合わせを検討する。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

放鳥計画

(第5表)

種類名	令和4年度～令和8年度	計
キジ	出荷制限の指示が解除されるまで一時休止とします。	
ヤマドリ	出荷制限の指示が解除されるまで一時休止とします。	

種鳥の入手計画

(第6表)

種類名	令和4年度～令和8年度	合計	備考
	委託生産		
キジ	出荷制限の指示が解除されるまで一時休止とします。		福島県日本 きじ・やまどり 養殖会
ヤマドリ	出荷制限の指示が解除されるまで一時休止とします。		

(3) 放獣計画

哺乳類については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、原則として放獣は行いません。

(4) 希少鳥獣等

原則として放鳥獣は行いませんが、県内の絶滅のおそれのある鳥獣及びこれに準ずる鳥獣のうち、特に野生下での個体数の回復を図る必要があるものについては、生活環境及び農林水産業、生態系への影響、地域個体群への遺伝的攪乱、生息環境の保全、再導入個体の感染症等を慎重に見極めながら検討するものとします。

(5) 外来鳥獣等

外来鳥獣等については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により、生態系を攪乱し生物多様性を損なうおそれがあることから、放鳥獣については行わないことを徹底します。

第6 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「捕獲等」という。）について、許可基準の設定に当たっての基本的考え方及び方針は次のとおりとします。

(1) 許可しない場合の基本的考え方

- ア 捕獲等の目的が、その後の措置と照らして明らかに異なると判断される場合。
- イ 捕獲等により特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。
- ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。
- エ 捕獲等によって第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
- オ 捕獲等の実施により住民の安全の確保に支障がある場合、又は社寺境内、墓地等における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがある場合。
- カ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲を行なう場合。
ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りではありません。
- キ 特定猟具使用禁止区域（第7の1を参照）内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
- ク 法38条第2項に住居集合地域等における麻醉銃猟として規定される猟法により捕獲等を行う場合。
ただし、法38条の2の規定による県知事の許可を受けたものについては、この限りではありません。

(2) 許可する場合の基本的考え方

ア 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足輪を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限の捕獲等（外来鳥獣等に関する学術研究にあつては適切な捕獲等）であつて、適正な研究計画の下でのみ行うものとします。

イ 鳥獣の保護を目的とする場合

(ア) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護

第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とした捕獲等は、人と鳥獣の共存を目指した科学的・計画的な保護の一環として、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持するために、必要な範

囲内で行うものとします。

(イ) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行

鳥獣行政事務担当職員が、職務上の必要があつて捕獲等をする場合。

(ウ) 傷病により保護を要する鳥獣の保護

鳥獣行政事務担当職員、鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。

ウ 鳥獣の管理を目的とする場合

(ア) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止

鳥獣における生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下「被害等」という。）の防止を目的とする捕獲等は、現に生じているか、又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとします。

(イ) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整

第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理を目的とした捕獲等は、人と鳥獣の共存を目指した科学的・計画的な管理の一環として、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な範囲に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるため、必要な範囲内で行うものとします。

エ 外来鳥獣等による被害対策を目的とする場合

外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域においては、生態系に係る被害を防止し、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとします。

オ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等については、原則として次の事由に該当するものを対象とします。

なお、鳥獣の愛がん飼養については、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長し鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるので、飼養を目的とした捕獲等の許可は行わないものとします。

(ア) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において、飼育展示するために捕獲等をする場合。

(イ) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体の捕獲等をする場合。

(ウ) 環境影響評価のための調査の目的

工事等に伴う環境影響評価を行うために必要な調査のため捕獲等をする場合。

(エ) 被害防除対策のための個体追跡の目的

農林水産業被害による防除対策事業のため、個体の追跡を目的として捕獲等をする場合。

(オ) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる目的として捕獲等をする場合など。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとします。

なお、トラバサミによる捕獲は、狩猟における禁止猟法であることや錯誤捕獲があった場合の鳥獣の損傷に配慮し、原則禁止としますが、止むを得ず行う許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は 12 センチメートルを超えないものであり、かつ衝撃緩衝器具を装着したものとします。

ア 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の径が 12 センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

イ 獣類のうちイノシシの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、アに加え、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。ただし、阿武隈川以東の地域で捕獲する場合の輪の径は、アによらず 15 センチメートル以内とします。

ウ 獣類のうちニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、アに加え、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

エ 獣類のうちツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限りません。

オ 鳥類の捕獲を目的とする許可申請の場合

狩猟に関しては、わなを使用して鳥類を捕獲することは、法第 12 条第 1 項第 3 号に規定する禁止猟法に該当することから、許可申請についても、狩猟を行う場合に準じて、原則として認めませんが、カラスを捕獲檻で捕獲する場合など、従来の捕獲実績を考慮したうえで、もっとも効果があると考えられる方法で、かつ錯誤捕獲のおそれが少なく、人に対する安全確保が図られるものについては、許可できるものとします。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等の許可の条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲等を行う際の周辺環境への配慮、適切なわなの数量と見回りの実施方法等について付すものとします。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全の確保に十分配慮するものとし、必要に応じて条件を付すこととします。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すこととします。

(5) 許可権限の市町村長への移譲

ア 有害鳥獣捕獲に係る許可については、カワウ、ニホンジカ及びツキノワグマを除く狩猟鳥獣を対象とする場合の権限を市町村長に移譲します。このほか、市町村長の要望や被害の程度、絶滅を防止する観点からの保護の必要性等を踏まえ、移譲する種について検討す

るものとしします。

ツキノワグマについては、人身に対する危害が発生した場合又は危害が発生するおそれがあり、かつ緊急を要すると認められる場合において、有害鳥獣捕獲に係る許可の権限を、希望する市町村長に移譲することとしします。

イ 第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣（以下「特定鳥獣」という。）の個体数調整のための捕獲については、所要の手続きを経て、原則として市町村長に捕獲許可権限を移譲することとし、適切な保護管理の遂行を図るものとしします。

ウ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、市町村長が許可権限移譲事項を記載した被害防止計画を作成し、知事が同意した場合、当該許可権限移譲事項に係る対象鳥獣の捕獲許可権限を当該市町村長に移譲することとしします。

エ 権限の移譲に当たっては、法、規則及び本計画に従い許可事務が適正に行われるよう、県は必要に応じて市町村への指導・助言等を行うほか、捕獲状況の報告を求めるものとしします。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

ア 捕獲等の実施に当たっては、県等は実施者に対し、事故の発生や錯誤捕獲の防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を行うよう指導するものとしします。

イ 捕獲従事者は、許可の内容(捕獲鳥獣、捕獲期間、捕獲方法、捕獲区域等)を十分理解し、法令違反のないようにしなければなりません。また、捕獲従事者は捕獲等を実施していることが分かるよう、腕章等を着用することとしします。

ウ 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うこととしします（ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できないときは、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置することとしします。）。

エ わなの適正な使用を徹底することに加え、ツキノワグマやニホンカモシカ等の生息地であって錯誤捕獲するおそれのある場合には、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマやニホンカモシカ等の出没状況を確認しながら、わなの形状（脱出口付きのはこわなの使用など）、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含め検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導するものとしします。また、錯誤捕獲された場合は、迅速かつ安全な放獣ができるよう、放獣の実施体制等の検討を行うとともに、錯誤捕獲の実態について、報告するよう指導します。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続を行うものとしします。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

ア 捕獲物等については、原則として持ち帰ることとしします。

やむを得ない場合は、放置することにより鉛中毒を発生させるなど生態系に影響を及ぼさないよう適切な方法で埋設するよう指導するものとしします。豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をと

って捕獲・処理を行うよう指導するとともに、被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響を鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導するものとします（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として、規則第19条で定められた場合を除く。）。

イ 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるものとします。

ウ 捕獲物等が、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究及び環境教育などに利用できる場合は、努めてこれを利用するものとします。

エ 捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにすることとします。特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、国内で密猟されたり違法に輸入された個体の流通を防止する観点から、毛皮や剥製等に目印標（製品タグ）を装着し、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとします。

オ その他下記の項目について、あらかじめ申請者に十分周知を図るものとします。

(7) 錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用はできないことから、放鳥獣を行うこと。また、錯誤捕獲の未然防止に資するため、錯誤捕獲があった場合には、その状況について記録し、報告するものとします。

(イ) 狩猟鳥獣以外においては、捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること。

(ウ) 捕獲された個体が、捕獲許可申請書への記載と異なる方法により処理された場合は、法第9条第1項違反となる場合があること。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとします。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

県等許可権者は、鳥獣の保護及び管理の推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物等について、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して報告を求めるものとします。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努めます。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図るものとします。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群の捕獲許可は、特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき捕獲数を調整するなど、適正な捕獲が行われるよう配慮するものとします。

2 学術研究を目的とする場合

学術研究を目的とした捕獲の許可をする場合の許可基準は、次表のとおりとします。

(第7表)

捕獲等の目的	許可権者	許可基準					備考
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	捕獲区域	捕獲方法	
学術研究	知事	理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）（ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とします。）	1年以内	必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域（特定猟具を使用する場合）及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除きます。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではありません。	次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。 1) 法第12条に基づき禁止されている猟法ではないこと。 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。	(注1) 参照
標識調査(環境省足輪を装着する場合)	知事	国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）	原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にとっては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にとっては、同各1,000羽以内、その他の者にとっては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りではありません。	1年以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除きます。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りではありません。	原則として、網、わな又は手捕とします。	

(注1) 原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。
- 2) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものとし、原則としては幼獣への装着は認めません。

また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

(注2) 捕獲目的が学術研究の場合、研究の目的及び内容が次のいずれにも該当するものであること。

- 1) 主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めません。
- 2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。
- 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。
- 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

3 鳥獣の保護を目的とする場合

鳥獣の保護を目的とした捕獲の許可をする場合の許可基準は、次表のとおりとします。

(第8表)

捕獲の 目的	許可 権者	許 可 基 準					備考
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	捕獲区域	捕獲方法	
第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含みます。)第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者	第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭、個)	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間。 なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応することとします。	第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域	生息地の分散等を目的に捕獲する場合には、対象の殺傷を防ぐ観点から適切な方法をとることとします。	
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含みます。)	必要と認められる種類及び数(羽、頭、個)	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として、法第12条で禁止されている猟法は認めません。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。	迷入個体又はモニタリング調査のための追跡調査のための捕獲等
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含みます。)、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び数(羽、頭、個)	1年以内	必要と認められる区域	原則として、法第12条で禁止されている猟法は認めません。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。	傷病鳥獣を放鳥獣する場合には、必要に応じて足環、電波発信器の装着を認めるものとします。

4 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

ア 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害等が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとし、原則として、被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとします。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではありません。

また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的かつ効果的な被害防除方法や狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとします。

なお、第二種特定鳥獣管理計画が策定されている鳥獣については、原則として、計画に基づく鳥獣の管理による捕獲を行なうものとします。

原発事故等の影響により生息数が増加しており、住民帰還の妨げや農林水産業等への被害を及ぼしているイノシシについては、当面有害鳥獣捕獲を徹底して個体数を抑えるとともに第二種特定鳥獣管理計画に基づき、適切な鳥獣の管理と、総合的かつ効果的な防除対策に取り組んでいきます。

イ 予察捕獲

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、県予察表に掲げる対象種について、野生鳥獣による被害のおそれがあることから常時捕獲を行う必要があるなど、鳥獣の生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとします。

なお、予察捕獲は通常、有害捕獲を目的とする捕獲許可として取り扱うものですが、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域においては、予察捕獲による捕獲は第二種特定鳥獣の管理に資するものであるから、原則として第二種特定鳥獣の管理を目的とする捕獲許可として取り扱うものとします。

(ア) 県予察表

第9表のとおり。

(イ) 被害発生予察地図

県予察表の被害発生地域と同地域であることから省略します。

(ウ) 予察表に係る方針等

① 調査検討の実施体制

予察捕獲の実施に当たっては、県等許可権者は県予察表の被害発生地域内において、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況を検討し、地域の実情にあわせ、必要に応じ学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表（以下「地区別予察表」という。）を作成するものとします。

また、地区別予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとします。

② 捕獲許可の方針

予察捕獲の実施にあたっての方針は以下のとおりとします。なお、以下に定めるもの以外については、第6の3の(4)の許可基準を遵守するものとします。

- a 目的 恒常的に生じている被害の抑制
- b 対象種 県予察表に対象種として掲げている種
- c 時期・期間 許可期間については、有害鳥獣捕獲許可についての基準（第11表及び第12表）によらず、被害の内容に応じて、被害発生する前後も含めた適切な時期に、必要最小限の期間実施するものとします。
- d 数量 地区毎の年間捕獲頭数については、第11表及び第12表によらず、過去5カ年程度の被害の発生状況、原発事故による影響等も加味した加害鳥獣の動向及び有害捕獲数を踏まえ、適切に設定するものとします。
- e 対象地域 予察捕獲の対象地域は、地区別予察表の被害発生区域内とします。
なお、1許可当たりの捕獲区域については、予察捕獲は加害鳥獣の威嚇・追い払い効果を期待することから、被害等の発生地域及びその隣接地等を含む必要最小限の区域とします。

③ 点検等の実施方針

県等許可権者は、地区別予察表に係る被害等の発生状況について、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとします。

また、県は5年ごとを基本として計画の見直しを行うものとします。

(県予察表)

(第9表)

加害鳥獣名	主な被害農林水産物	被害発生時期												被害発生地域	備考			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		予察捕獲対象種	その他		
イノシシ	いも類、 稲、野菜、 飼料作物、 果樹															県内全域	○	

ウ 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施にあたっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として、法第9条第1項及び法第38条の2第1項の規定による許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止されている麻酔薬を使用する場合においては、法第37条の規定による許可を得るものとします。

エ 鳥獣の適正管理の実施

(ア) 方針

農林水産業の振興及び生活環境の保全と鳥獣の適正な保護管理の両立を図るため、関係機関との連携により、対象鳥獣の生態、特性や被害等の発生状況等に即した総合的、効果的な防除方法等を検討します。

(イ) 防除方法の検討、個体群管理の実施等の計画

(第10表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体群管理の実施等	備 考
ニホンザル カワウ ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ	令和4年度 ～ 令和8年度	第二種特定鳥獣管理計画に基づき、市町村や関係機関連携の下、被害等の防除対策、個体群管理等を適切に実施します。 また、生息数、分布域、生息環境や被害の発生状況を定期的にモニタリングし、第二種特定鳥獣管理計画にフィードバックします。	

オ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

(ア) 方針

- ① 有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められる場合に行うものとします。ただし、指定管理鳥獣（ツキノワグマを除く）及び外来鳥獣等についてはこの限りではありません。
- ② 狩猟鳥獣（ただし、県レッドリスト掲載種であるバン、ヤマシギ、環境省が狩猟の自粛を要請しているヨシガモ、ハシビロガモ、クロガモを除く。）、ダイサギ、アオサギ、トビ、ウソ、オナガ、ニホンザル、特定外来生物である外来鳥獣、その他の外来鳥獣（タイワンシロガシラ、カワラバト（ドバト）、ノヤギ等）以外の鳥獣については、被害等が生じることは稀であり、従来 of 許可実績もごく僅少であることに鑑み、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可にあつては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱うものとします。
- ③ 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとします。
- ④ 指定管理鳥獣（ツキノワグマを除く）及び外来鳥獣等による被害等の防止を図る場合にあつては、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとします。
- ⑤ ツキノワグマ等の大型獣による人的被害が想定される緊急時等については、警察や狩猟団体等との連携のもと、迅速な対応に努めるものとします。

(イ) 許可基準

有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等をする場合の基準は次のとおりとします。

① 許可対象者

被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者（市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む。）であって、原則として、次の a から e の要件を満たす者であること。

また、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者が法人である場合には、実際に捕獲等を行う者が原則として次の a から e の要件を満たす者であること。

なお、捕獲等にあたって特に慎重に取り扱う必要がある(ア)の②に掲げる鳥獣及びツキノワグマを対象とする場合には、捕獲後に放鳥獣等の検討を行う必要があることから、原則として、許可対象者を法第 9 条第 8 項の法人に限るものとする。

a 法定猟法により捕獲等をする場合には、その猟具に係る狩猟免許を有する者

ただし、狩猟免許を有していない者に対しても、法第 9 条第 3 項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げる場合は、許可することができるものとします。

(a) 小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該敷地内において捕獲する場合、又は農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲（1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められるもの）する場合。

(b) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合。

(c) 農林業被害防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわな（法定猟具の囲いわなの定義に準ずる）を用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合。

(d) 柵等で囲まれた住宅の敷地内で銃器以外の方法により捕獲等をするときなど、鳥獣の保護、住民の安全確保等に支障を及ぼすおそれがない場合。

(e) 昭和 38 年 12 月 4 日付け林野造第 2047 号林野庁長官通達に基づき、農林水産業や生態系への被害の防止のために森林管理署長等より任命された国有林野関係職員が、国有林野及び官行造林地に限って、網又はわなにより鳥獣の捕獲等を行う場合。

b 法定猟法以外の方法により捕獲等をする場合及び a のただし書きの場合には、原則として次の(a)から(c)のすべての要件を満たす者。

(a) 捕獲等をしようとする鳥獣の判別が可能であること。

(b) 使用する猟具の取扱いができるなど、適切な捕獲等が可能であること。

(c) 捕獲等をした鳥獣について適切に処置することが可能であること。

c 規則第 67 条第 2 項第 1 号の被保険者などと同様以上の事故による損害賠償能力を備えている者

ただし、銃器以外の方法による捕獲等で、被害を受けた者が自らの管理する土地の区域内で、かつ自らが直接捕獲等をしようとするときなど、他人に対して損害賠償責任を負うおそれがない場合は除きます。

d 当該許可に係る方法による鳥獣の捕獲等の実績がある者（ただし、b の(a)から(c)のすべての要件を満たす者については、この者に準じて扱うことができます。）

なお、複数の者が共同で捕獲等を行う場合には、この要件に該当する者を含むこと。

e 被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者

なお、複数の者が共同で捕獲等を行う場合には、この要件に該当する者を含むこと。

ただし、住宅及び住宅の附属建物の建物内で小型のはこわな若しくはつき網又は手捕りの方法により捕獲等をするときなど、鳥獣の保護、住民の安全確保等に支障を及ぼすおそれがない場合は、この限りではありません。

また、捕獲等を行う者の数は、効率性及び安全性の向上を図る観点から必要最小限の適正な規模とし、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択されるよう指導するものとします。

なお、法人のうち、法第 9 条第 8 項の法人を許可対象者とし、従事者証を交付する場合、その従事者の要件は、原則として上述の a から e の全ての要件を満たす者であることとします。

ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとします。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとします。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとします。

なお、法第 9 条第 8 項の法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとします。

② 鳥獣の種類・数

a 捕獲等対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とします。

b 第二種特定鳥獣管理計画の対象地域内で特定鳥獣（ツキノワグマを除く）を捕獲する場合は、原則として第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整を目的とした捕獲を行うこととします。

c 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次のいずれかに該当する場合のみとしま

す。

- (a) 現に被害等を発生させている鳥類を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止することができない場合。
- (b) 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止することができない場合。
- d 捕獲は、被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の羽（頭、個）数（第 11 表、第 12 表）とします。ただし、指定管理鳥獣（ツキノワグマを除く）及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、適切な種類又は羽（頭、個）数とします。

③ 期間及び時期

- a 被害が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、無理なく完遂するために必要かつ適切な期間（第 11 表、第 12 表）とします。
ただし、捕獲等の対象が指定管理鳥獣（ツキノワグマを除く）又は外来鳥獣等である場合や、飛行場の区域内において、航空機の安全な飛行に支障を及ぼすと認められる鳥獣を捕獲等する場合等、特別な事由が認められる場合にはこの限りではありません。
- b 捕獲等の対象となっている鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は、できるだけ避けるよう考慮すること。
- c 狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟（法第 11 条第 1 項第 1 号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいいます。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとします。
- d 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めること。

④ 区域

- a 捕獲等を実施する区域は、被害等の発生の状況に応じ、捕獲等対象鳥獣の行動圏域を踏まえ、被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とすることとし、その範囲は必要最小限の区域とします。
なお、法第 9 条第 8 項の法人に対する許可以外の場合には、原則として当該許可に係る被害等を受けた者が管理する被害等の発生地域及びその隣接地等の区域内に限るものとします。
- b 被害区域が広範囲におよび、複数の市町村にわたって捕獲等をする必要がある場合は、地方振興局長、関係市町村長及び関係団体等の連携により捕獲等を実施するよう努めるものとします。また、被害が周辺の都道府県にまたがって発生する場合には、広域的に有害鳥獣捕獲等を実施することができるよう、周辺の都道府県との連携を図るものとします。
- c 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとします。この場合、他の鳥獣の保護に支障が生じないよう配慮するものとします。

特に、集団渡来地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとします。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合又は原発事故の影響で個体数が著しく増加している場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防除対策の重点的な実施とともに、第二種特定鳥獣管理計画の作成などにより管理の推進を図るものとします。

⑤ 方法

- a 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類については、原則としてその使用を認めません。ただし、大型獣類がわなにかかった状態で、かつ取り逃がす危険性の少ない状況の時に止めさしで使用する場合には、この限りではありません。
- b 鉛製銃弾については、法第 15 条第 1 項に基づく指定猟法禁止区域においては、使用しないものとします。
- c 猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとします。
- d わなによる捕獲においては、捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採用することにより、結果として被害等の発生等の遠因を生じさせることのないよう注意するものとします。
- e 法第 9 条第 8 項の法人に対する許可の場合以外には、原則として、銃器以外の方法によるものとします。ただし、大型でどう猛な鳥獣の捕獲等をしようとする場合であって、止めさしにのみ銃器を使用する場合はこの限りではありません。

(第 11 表)

許可 権者	鳥獣の種類	許可基準			備考	
		1件当たりの許可期間 の上限	1件当たりの捕獲羽 (頭)数の上限	捕獲の方法		
市	スズメ類	29日	300羽	銃器	許可日数は週単位の許可の考えに基づいており、許可した曜日が許可最終日の曜日となります。	
		22日	1,000羽	網		
	カラス類	64日	200羽	銃器		
		64日	300羽	捕獲檻		
	カルガモ	29日	50羽	銃器・網		
	キジバト	29日	20羽	銃器・網		
	ムクドリ ヒヨドリ	29日	100羽	銃器・網		
	町	ノウサギ	43日	20羽		銃器
			64日	50羽		わな・網
		イノシシ	64日	必要数		銃器・わな
村	ツキノワグマ (※1)	43日	1頭(※2)	銃器		
		10日	1頭(※2)	はこわな		
	その他の狩猟 鳥獣(カワウ及 びニホンジカ を除く)	許可権者がその都 度定める。	左記に同じ	左記に同じ		

(※1) 人身に対する危害が発生した場合、又は危害が発生するおそれがあり、かつ緊急を要すると認められる場合において、別に定めるところによる許可権限の移譲希望市町村長に適用します。

(※2) 親子グマについては、1件で取扱うこととします。

(第 12 表)

許可 権者	鳥獣の種類	許可基準			備考
		1件当たりの許可期間 の上限	1件当たりの捕獲羽 (頭)数の上限	捕獲の方法	
県 知 事	カワラバト (ドバト)	29日	50羽	銃器・網	
	ツキノワグマ (※1)	43日	1頭(※2)	銃器	
		64日	1頭(※2)	はこわな	
	ニホンザル	43日	10頭	銃器	
		64日	20頭	はこわな	
	ニホンジカ カワウ アオサギ ダイサギ トビ ウソ オナガ	許可権者がその都 度定める	左記に同じ	左記に同じ	
	その他の鳥獣	許可権者がその都 度定める	左記に同じ	左記に同じ	

(※1) 別に定めるところによる許可権限移譲希望市町村長以外の市町村において適用します。

(※2) 親子グマについては、1件で取扱うこととします。

カ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

(ア) 県等許可権者は、有害鳥獣捕獲の迅速かつ効果的な実施を図るため、被害対策の中心となる市町村等に対し、次の事項について指導等を行うものとします。

① 捕獲隊の編成

イノシシその他の鳥獣による農林水産業被害が深刻な地域については、その地域ごとに、捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいいます。以下同じ。）を設置するなど、適正で円滑な捕獲等の実施を図ります。

また、農林水産業における鳥獣被害防止対策においては、捕獲をはじめとする被害防止活動が持続的かつ安定して行われることが重要であることから、鳥獣被害対策実施隊（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊といいます。以下同じ。）への移行を推進し、体制の強化を図ります。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来 of 取組に加え、(一社)福島県猟友会との連携を進めるほか、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組についても検討します。

なお、捕獲隊の隊員には、意欲と能力を有する多様な人材、捕獲等のために出動が可能な者を選定するほか、捕獲隊において指導を行う者には、鳥獣保護管理に関する専門的な人材を活用するよう努めます。

さらに、当該市町村単独で捕獲等の実施が困難な場合は、隣接する市町村との連携により捕獲等を実施することができるよう、広域捕獲体制の整備について検討します。

② 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携し、円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、関係機関団体等からなる連絡協議会の設置を図ります。

③ 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、鳥獣の出現状況の把握・連絡や被害対策を行なう体制の整備、防除技術の普及、効果的な取組事例の紹介、被害実態の情報提供等、的確な情報伝達と効果的な被害防止を図ります。

④ 有害鳥獣捕獲制度の周知

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、農林水産業者等関係者に対して有害鳥獣捕獲制度の周知徹底に努めます。

⑤ 市街地等に出没する鳥獣への対応

近年、ツキノワグマ等の鳥獣が市街地を含む人里に出没する機会が増え、人とのあつれきが深刻化していることから、市街地等への出没を減少させるために出没時の追い払いや捕獲等の円滑な対応を可能とするために関係者間の連絡体制、役割分担を明確化し、対応方針を定めるとともに、麻酔銃取扱者など市街地等への出没の際に対応できる人材や人と鳥獣のすみ分けに向けた緩衝帯整備などの環境管理等を行うことができる人材の育成・確保に向けた取組と住民への普及啓発を図ります。

(イ) 県は、上述の指導等のほか、次の事項を推進するものとします。

- ① 捕獲等に係る技術的支援
- ② 関係機関・団体等による広域的な連絡協議会の設置
- ③ 市町村の圏域を越えた広域捕獲体制の整備
- ④ 捕獲等に係る担い手確保

(2) 第二種特定鳥獣管理計画（第8を参照）に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合
鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、次表のとおりとします。

(第13表)

捕獲の 目的	許可 権者	許 可 基 準					備考
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	捕獲区域	捕獲方法	
第二種特 定鳥獣管 理計画に 基づく鳥 獣の数の 調整	知事 ※	4の(1)のオの(イ)の ①に同じ	捕獲等の数は、第二種 特定鳥獣管理計画の 目標の達成のために 適切かつ合理的な数 (羽、頭、個)	①第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第二種特定鳥獣管理計画の内容を踏まえ適切に対応すること。 ②捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間はできるだけ避けるよう考慮すること。 ③狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応するものとします。	第二種特定鳥獣管理計画の 達成を図るために必要かつ適 切な区域	4の(1)のオの(イ)の⑤に同じ	

※ 市町村長への権限移譲について、所要の手続きを経て対応することとします。

5 その他特別の事由の場合

その他特別の事由を目的とした捕獲の許可をする場合の許可基準は、次表のとおりとします。

(第14表)

捕獲の 目的	許可 権者	許 可 基 準					備考
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	捕獲区域	捕獲方法	
博物館、動物園その他これに類する施設における展示	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類及び数(羽、頭、個)	6か月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除きます。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りではありません。	原則として、法第12条で禁止されている猟法は認めません。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。	
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数(羽、個)とし、放鳥を目的とする養殖の場合は対象放鳥地の個体とします。	6か月以内	原則として、住所地と同一都道府県内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除きます)。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りではありません	網、わな又は手捕	

捕獲の 目的	許可 権者	許 可 基 準					備考
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	捕獲区域	捕獲方法	
環境影響評価のための調査	知事	環境影響評価を実施しようとする者またはこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限	1年以内で、必要最小限	対象事業に係る環境影響評価を受ける範囲であると認められる区域とし、原則として法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除きます。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではありません。	原則として、法第12条で禁止されている猟法は認めません。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。	鳥獣の捕獲後の措置 (7) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。 (4) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、研究の目的を達成するために必要最小限であると認められるものであること。 なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間の内に脱落するものとし、原則として幼獣への装着は認めません。
被害防除対策のための個体の追跡	知事	国または地方公共団体、理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者、法第9条第8項の規定に基づき環境大臣が定める法人またはこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限	1年以内で、必要最小限	必要最小限の区域とし、原則として法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除きます。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りではありません。	原則として、法第12条で禁止されている猟法は認めません。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。	鳥獣の捕獲後の措置 (7) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。 (4) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、研究の目的を達成するために必要最小限であると認められるものであること。 なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間の内に脱落するものとし、原則として幼獣への装着は認めません 有害鳥獣捕獲等他の事由で得られた個体については、本目的に適合した事業責任者がその個体を得た場合に限り、本目的による個体の利用を認めることができます。
その他公益に資すると認められる目的	知事	捕獲の目的に応じて個々に判断するものとします。					

6 鳥類の飼養登録

(1) 方針

本県では、愛がん飼養を目的とした鳥獣捕獲許可については行わないこととします。

また、鳥類の違法飼養が依然として行われていることから、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行なわれるよう、警察、市町村等と協力し普及啓発及び監視体制の強化を図ります。

(2) 内容

県や市町村の広報誌等を活用し、飼養に関する法令の周知徹底を図るとともに、鳥獣保護員等による巡回指導を実施し、飼養の適正化に努めるものとします。

7 販売禁止鳥獣等の販売許可

法第 23 条により規定されている販売禁止鳥獣等の販売許可については、次のいずれにも該当する場合に許可するものとします。

(1) 販売の目的が規則第 23 条に規定する目的に適合すること。

(2) 捕獲したヤマドリが食用品として販売されることにより、違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

第7 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下のアからウの区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとします。

本県における特定猟具使用禁止区域の指定状況は、217箇所、55,367haであり、このうち本計画期間中に指定期間満了となる区域は、119箇所、30,890haが該当します。この区域については、基本指針に基づき、再指定することとしますが、指定期間満了日までに、それぞれの特定猟具使用禁止区域及び周辺地域の状況を勘案し決定するものとします。

既指定区域については、市町村や関係団体の意見を聞きながら、近接している区域を包括して指定するなど整理統合に努めるものとします。

帰還困難区域にある特定猟具使用禁止区域についても指定期間の更新に努めることとしますが、住民の帰還の状況を踏まえ、期間満了後の更新期間にかかわらず、復興の進捗状況により改めて区域及び周辺地域の状況等を勘案しながら、地域の意見を反映するよう配慮します。

ア 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

イ 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地)

ウ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域の指定等計画

ア 特定猟具使用禁止区域の指定等計画（概要）・・・（別表 第5表）（P65）になります。

イ 特定猟具使用禁止区域指定等内訳（個別）・・・（別表 第6表）（P66）になります。

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防または指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定します。

狩猟者の集中的入猟が予想される区域など、人身や財産に対する危険防止の観点から必要に応じて指定します。

3 猟区設定について

(1) 方針

猟区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ、安全な狩猟の実施を図る観点から設定を図るものです。本県においては、第8次鳥獣保護事業計画期間中の平成9年度末に郡山猟区が廃止されて以降、設定の実績はありません。

今後、可猟地域の実態や狩猟鳥獣の生息状況、狩猟者育成などの観点から、必要に応じて指定を検討するものとします。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域は、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法を指定猟法と定め、当該猟法により鳥獣の捕獲等を禁止する区域を指定するものです。この趣旨に沿って、鉛製銃弾による水鳥等の鉛中毒の発生を抑制するため、必要に応じて区域指定を行うものとします。

本県における指定猟法禁止区域の指定状況は、4箇所、308haであり、このうち本計画期間中に指定期間満了となる区域は3箇所、304haが該当します。この区域については、基本指針に基づき、再指定することとしますが、指定期間満了日までに、それぞれの指定猟法禁止区域及び周辺地域の状況を勘案し決定するものとします。

また、狩猟者に対しては本制度及び鉛製銃弾の使用自粛についての普及啓発を行います。

(2) 指定計画

ア 全体計画

(第15表)

年度	指定猟法の種類	箇所数	面積	備考
	新たな指定については、各種情報の収集と分析を行い、必要があると認められる場合には指定を行います。			

イ 個別計画

(第 16 表)

年度	指定猟法の種類	区域名称	面積	指定期間	備考
令和5年度	鉛製散弾を使用した銃猟	牡丹池・松房池	63ha	R5.11.1～R10.10.31	(矢吹町)
令和5年度		阿賀川	144ha	R5.11.1～R15.10.31	(会津坂下町、会津若松市、湯川村)
令和5年度		埴木崎	97ha	R5.11.1～R15.10.31	(新地町)

第8 特定計画の作成に関する事項

1 特定計画の作成に関する方針

第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画（以下「特定計画」という。）は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ、併せて目標の達成状況を評価するため、数値による評価が可能な指標及び目標値の設定に努める。さらに、個体群管理、生息環境として保全、管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講ずることにより、科学的・計画的な保護及び管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の中長期的にわたる安定的な保護及び管理を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとします。

特にイノシシについては、原発事故等の影響で生息数が増加していることから、住民帰還の妨げとなるような生活環境への被害や、その周辺地域における農林水産業への被害を防止するため、十分に検討を進めながら、個体群管理の徹底と総合的かつ効果的な対策を実施するものとします。

(第17表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
令和5年度	個体群の安定的な存続と農業被害の軽減	イノシシ	令和6年度 ～令和10年度	県内一円	第二種
令和7年度	個体群の安定的な存続と農林業被害の軽減	ニホンジカ	令和8年度 ～令和12年度	県内一円	第二種
令和8年度	地域個体群の安定的な維持及び農林水産業被害の軽減	ニホンザル	令和9年度 ～令和13年度	県内一円	第二種
	あつれきの軽減及び地域個体群の維持	カワウ	令和9年度 ～令和13年度	県内一円	第二種
	農林水産業被害の軽減及び人的被害の防止と、地域個体群の長期的かつ安定的な維持	ツキノワグマ	令和9年度 ～令和13年度	県内一円	第二種

2 実施計画の作成に関する方針

特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため、県や関係市町村、協議会等において実施計画を作成するものとし、各特定計画で名称、内容等を定めるものとします。

(第18表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	実施計画作成主体	備考
(令和5年度)	個体群の安定的な存続と農業被害の軽減	イノシシ	(令和6年度～令和10年度)	関係市町村	
(令和7年度)	個体群の安定的な存続と農林業被害の軽減	ニホンジカ	(令和8年度～令和12年度)	関係市町村	
(令和8年度)	地域個体群の安定的な維持及び農林水産業等被害の軽減	ニホンザル	(令和9年度～令和13年度)	関係市町村	
	あつれきの軽減及び地域個体群の維持	カワウ		中通り・浜通り地域カワウ協議会、会津地域カワウ協議会	
	農林水産業被害の軽減及び人的被害の防止と、地域個体群の長期的かつ安定的な維持	ツキノワグマ		関係市町村	

※計画作成年度は、各計画主体毎に異なるほか、単年度計画もあるため()。

第9 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

県内に生息する鳥獣の現況を把握し、適切な保護管理を推進するため、第12次鳥獣保護事業計画に引き続き、各種調査を必要に応じて実施します。

広域的な鳥獣の保護及び管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による位置情報等は、生息状況の把握につながる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証に記載の情報の収集に努めます。

その他特定鳥獣については、必要に応じて、生息状況調査を実施します。

さらに、各種調査結果については、迅速かつ効率的に集積し、それら情報を保護管理に活用するよう努めます。

なお、各種調査の実施に当たっては、基本指針に基づき国が整備を図る情報システム等への対応を図り、情報の全国的な規格化に対応することとします。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

県内に生息する野生鳥獣の種類、分布状況、生息数の現状や推移等を把握するため、次の調査を必要に応じて実施します。

(2) 鳥獣生息分布調査

ア 調査の概要

ツキノワグマは、人里への出没により人身被害等による住民不安や農林水産業被害などを発生させている一方で、地域個体群の維持が難しい種とされていることから、保護管理のための資料とするため、必要に応じて生息状況調査等を行います。他の特定鳥獣についても、農林水産業等に大きな被害を発生させていることから、今後の管理の資料とするため、必要に応じて生息状況調査等を行います。

また、県内において生息数の少ない鳥獣や減少数の著しい鳥獣、開発等により生息環境が激変するおそれのある鳥獣がある場合には、必要に応じて関係団体等との連携のもと生息状況の把握に努めます。

(第 19 表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
特定鳥獣	令和4年度～ 令和8年度	必要に応じて、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等について調査及び情報収集を行います。	県内全域	必要に応じ実施
希少鳥獣	令和4年度～ 令和8年度	既存文献等を整理し、必要に応じて個体数調査等を実施する。	県内全域	必要に応じ実施

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ア 調査の概要

本県に所在する、ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数等の調査を実施します。

なお、最近生活環境被害や水産被害をもたらしているカワウやアオサギについても、本調査に合わせて生息数の把握を行なうこととします。

(第 20 表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備 考
渡来地の湖沼等	令和4年度～ 令和8年度	基準日において、種別毎に渡来数のカウント調査を実施します。	

(4) 狩猟鳥獣生息状況調査

ア 調査の概要

狩猟者を対象として、アンケートや聞き取り等により、狩猟鳥獣の生息状況に関する調査を実施し、鳥獣の保護及び管理の基礎資料とします。

なお、キジ及びヤマドリに出荷制限の指示が出されており、指示が解除されるまで放鳥事業は一時休止とすることから、放鳥事業の効果の確認調査については再開時に改めて検討します。

(第21表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟鳥獣全般	令和4年度～ 令和8年度	狩猟者への聞き取り調査や、狩猟者登録証の回収により、狩猟対象鳥獣の分布状況を把握します。	

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

ア 調査の概要

鳥獣保護区の指定効果を把握するため、必要に応じて、既指定区域の更新の際や新規指定予定区域等から調査地を抽出し、鳥獣の生息状況調査を実施します。

(第22表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
鳥獣保護区	令和4年度～ 令和8年度	聞き取り調査、生息状況その他の情報収集等を実施します。	

(2) 捕獲等情報収集調査

ア 調査の概要

法に基づいて行われる捕獲（狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）については、捕獲を行った者からの報告による情報収集に努めます。

(3) 制度運用の概況情報

ア 調査の概要

法に基づいて行う制度の運用の概況を把握するもので、基本指針に基づき収集した情報については国に提供するものとします。

4 新たな技術の研究開発・普及

必要に応じて、県において以下のような研究開発を進め、普及に努めます。なお開発を進める場合は、開発方針について基本指針との調整を図るものとします。

- (1) 捕獲や調査等に係る技術の研究開発
- (2) 被害防除対策に係る技術開発
- (3) 捕獲個体の活用や処分に係る技術開発

5 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

鳥獣の生息状況や被害の実態等について、必要に応じて被害状況に応じた調査を実施し、有効な被害防除対策等を検討します。

(2) 調査の概要

被害の発生状況や被害を及ぼす鳥獣の分布、食性、繁殖状況等について、関係団体との連携により調査を実施します。

(第 23 表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
イノシシ ニホンザル カワウ ニホンジカ等	令和4年度～ 令和8年度	必要に応じて、被害等の発生状況、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等について調査及び情報収集を行います。	
外来鳥獣等	令和4年度～ 令和8年度	必要に応じて、被害者や行政機関からの聞き取り調査等を実施し、情報収集を行います。	

6 放射性物質モニタリング調査

(1) 方針

野生鳥獣の放射性物質をモニタリングし、野生鳥獣への放射性物質の影響を把握するとともに、野生鳥獣を食用とすることがあることから、狩猟関係者や一般県民に適切な情報提供を行います。

(2) 調査の概要

関係機関・団体との連携により、有害鳥獣捕獲、調査捕獲、狩猟による捕獲等で提供された野生鳥獣の肉の放射性核種濃度を測定するほか、捕獲場所等から生息環境等の調査及び情報収集を行います。

(第 24 表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
狩猟鳥獣及び 学術的に有用 な鳥獣等	令和4年度～ 令和8年度	野生鳥獣の肉の放射性核種濃度の測定及び生息環境等の調査及び情報収集を行います。	

第 10 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣の適正な保護及び管理を推進するため、地方振興局に担当職員を配置するとともに、市町村や関係機関等との連携した取り組みを進めるものとします。

また、担当職員を対象とした研修等を実施し、鳥獣の保護及び管理に関する専門知識の向上に努めます。

(2) 設置計画

(第 25 表)

区分	現況			計画終了時			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
生活環境部自然保護課	行政需要等に応じて適切に配置します。						1. 鳥獣保護管理事業計画の策定 2. 特定計画の策定 3. 鳥獣の捕獲等の許可 4. 狩猟免許試験、狩猟免状の交付 5. 狩猟者登録に関すること 6. 鳥獣保護区の指定等 7. 鳥獣の保護に関する普及啓発 8. 鳥獣の救護に関すること 9. 鳥獣関係の各種調査に関すること 10. 野生鳥獣の放射線モニタリング等に関すること 11. その他
各地方振興局県民環境(県民)部							

(3) 研修計画

(第 26 表)

名 称	主催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的
野生生物研修	国	12月	1	全国	60名	環境省が実施します。 鳥獣行政担当者として法令等と実務に関する研修
鳥獣行政担当者会議	県	4月	1	全県	80名程度	鳥獣保護管理及び狩猟行政全般の研修 (市町村担当職員含む)

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

法第 78 条に基づき、鳥獣保護管理事業の実施に関する事務を補助し、鳥獣保護区などの鳥獣保護施設の維持管理を図るため、鳥獣保護管理員を配置します。

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識と経験及び鳥獣の保護及び管理に対する熱意を有する者を任命します。

また、鳥獣保護管理員には、鳥獣保護区等の管理のほか、地域における鳥獣の保護及び管理の担い手としての役割も求められていることから、これら業務遂行のため、必要に応じて研修等の実施により資質の向上に努めるものとします。

鳥獣保護管理員の活動範囲は森林内も含まれ、中通りや浜通りの一部では放射線量の高い区域もあることから、帰還困難区域の再編状況も踏まえながら、活動範囲については柔軟に対応します。

(2) 設置計画

(第 27 表)

基準 設置数	令和3年度末		年 度 計 画						
	人員 (B)	充足率 (B/A)	令和 4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(C)	充足率 (C/A)
89人	84人	94%	帰還困難区域の再編状況を勘案しながら充足します。					89人	100%

(3) 年間活動計画

(第 28 表)

活動内容	実施時期												実施方法	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区等の管理	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	→	標識等の管理
鳥獣保護思想の普及啓発	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	→	
狩猟の取締り及び事故防止								←	←	←	←	←	→	
違法捕獲・飼養の取締り	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	→	
鳥獣生息調査	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	→	
その他	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	→	

(4) 研修計画

(第 29 表)

名 称	主 催	時期	回数/年	規 模	人数	内容・目的
鳥獣保護 管理員研 修会	各地方振興局	4月 ～ 10月	1 回	各地方振興局 単位 (必要に応じ 全県等)	89人	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理等に関する法令について ・鳥獣保護管理員の職務について ・その他

3 保護及び管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣は、その存在自体が、人の存在の基盤である自然環境の一部を構成していることや、人々に多くの恵沢を与えていることから、その保護のため、鳥獣の生息環境の保全等の取組みに努めていくことが重要です。

しかし、一部の鳥獣が、生活環境や農林水産業に対する被害や、自然生態系に対する攪乱を与えていることに十分留意して、これらに対し適切な管理を進めていくことも必要となっています。

これら野生動物の保護及び管理について、科学的データに基づく対応策を検討するとともに、対策を実行する市町村等に的確な助言を行うなど、人と野生動物が共生するための仕組みづくりを進めていくこととします。そのためにも、鳥獣の生息状況の継続的な把握や、地域住民への効果的な被害防止対策の普及等の活動を行なうことができる保護及び管理の担い手の育成と確保を図ります。

また、狩猟者の確保は、狩猟圧による野生動物の管理という点で重要な役割を果たしていますが、原発事故の影響で狩猟者の大幅な減少があったことから、関係団体の協力を得ながら、これまで拡大してきた狩猟免許試験の機会の継続、新規取得予定者向けの各種講習会の実施などを検討するとともに、認定鳥獣捕獲等事業者の育成など、狩猟者の確保に努めることとします。

(2) 研修計画

(第30表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容 ・ 目 的
狩猟者技術研修	県	9月 ～ 11月	4回程度	県内	80名 程度	・ 担い手としての技術向上のための鳥獣の捕獲技術等に関する実践的な研修

(3) 狩猟者の確保対策

狩猟者は、野生鳥獣の捕獲等を通して、管理の担い手として重要な役割を果たしていますが、高齢化等による狩猟者登録数の減少が危惧されています。

このため、市町村等関係機関・狩猟団体等の協力を得ながら、狩猟免許の取得者の拡大や狩猟免許所持者への狩猟者登録の働きかけ等を実施し、狩猟者の確保に努めるとともに、技術の研鑽、向上のための取組を推進します。

また、法第9条第8項の法人が行う有害鳥獣捕獲における補助者の参画についても支援に努めることとします。

4 野生生物共生センター（旧鳥獣保護センター）の設置と運営

(1) 方針

鳥獣保護センターは、人と野生動物が共生していく中で、人とのあつれきにより傷病を負った野生動物を救護することを目的として、昭和 57 年に設置されました。

鳥獣保護センターにおいては、命を救う活動を通して、身近な自然の中に野生動物という多様な命が暮らしていること、時には人と野生動物とのあつれきによって生じる不幸な状況があることをひとりでも多くの県民に伝えることにより、豊かな自然環境を回復し、さらには未来に向かってよりよい環境を創造していくための礎となる活動を行うことを目指し、開設当時から目的である野生動物の救護はもとより、野生動物の保護及び管理の業務を担ってきました。

開設から 30 年以上が経過して、一部の野生動物の生息域が拡大し農林水産業や生活環境への被害増加が見られることに加え、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、環境中に拡散した放射性物質による野生動物あるいは生態系への影響について、長期にわたる調査が必要となりました。

このため新たな機能を持たせた本館一棟を建設し、平成 28 年に「福島県野生生物共生センター」として再整備を行いました。野生生物共生センターは、本県が原子力災害からの環境回復と創造に取り組むための調査研究及び情報発信、教育等を行う拠点施設である福島県環境創造センターの附属施設として運営され、鳥獣保護センターの目指してきた機能と理念を受け継ぎ、これまで鳥獣保護センターで行ってきた野生動物の救護、野生動物の調査・分析等の保護管理に加え、野生生物の調査研究及び環境学習・普及啓発に取り組み、生物多様性保全の意識醸成の更なる充実と、安心して暮らせる環境の創造を目指していきます。また、環境創造センターのほか、鳥獣による農業被害対策などを研究している県農業総合センター等県内の野生動物に関わる各調査研究機関との連携を密にし、今後野生動物の被害問題、感染症対策等様々な課題に対する総合的な拠点となることを目指します。

(2) 野生生物共生センターの施設計画

(第 31 表)

名 称	年度	施設の所在地	面積	施設の規模、構造の概要	活動・運営、利用方針
福島県野生生物共生センター	令和4年度 ～ 令和8年度	安達郡 大玉村	6.40ha	本館 300㎡ 救護棟 154㎡ 飼育舎 80㎡ 水鳥舎 40㎡ 野生復帰訓練場 126㎡ 熊檻舎 24㎡ 入院棟 81㎡	次の 4 つの機能の連携により「生物多様性の保全」を目指します。 1 野生生物の調査研究 2 環境学習・普及啓発 3 野生動物の救護・復帰 4 野生動物の保護管理 なお、県民の施設利用や県民に対する資料や情報の提供についても行います。

5 取締り

(1) 方針

鳥獣の捕獲や飼養について適正な執行を図るため、県職員、鳥獣保護管理員のほか、県警察当局、市町村、県猟友会等の協力を得ながら取締り等を実施します。

特に、狩猟期間中においては、猟銃の取り扱い、鳥獣保護区など捕獲禁止区域での捕獲等の違法捕獲、時間外発砲、捕獲制限や頭数違反等の取締りを重点的に行います。狩猟期間外においては、違法捕獲（密猟）、違法飼養や販売等の取締りを重点的に行います。

(2) 年間計画

(第 32 表)

事項	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
狩猟事故防止の指導													
狩猟等の違反行為の取締り													
違法捕獲・飼養・販売等の取締り													

6 必要な財源の確保

地方税法（目的税）における狩猟税の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する行政の実施に対し、効果的な支出を図るものとします。

第11 その他鳥獣保護管理事業の実施のため必要な事項

1 狩猟の適正化

本計画においては、休猟区の指定を行わないことから、可猟区における狩猟が適正に行なわれるよう、巡視や指導等を徹底します。特に各種規制区域においては、規制の目的の周知徹底を図り、狩猟違反の防止に努めます。

また、猟法の制限や狩猟規制区域等の各種制度の運用にあたっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すものとします。

2 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 方針

傷病鳥獣救護により、生物多様性の保全に貢献する観点から絶滅のおそれのある種の個体を含めた鳥獣の放野を実施することや、救護個体に係る情報の収集・分析による環境モニタリング、感染症を含む傷病の発生原因の究明をすることで効果的な予防措置を講じることとします。

傷病鳥獣の基本的な方針は、以下のとおりとします。

ア 救護の対象は、原則として、人間活動に由来する要因により負傷又は罹患した場合及び困難に遭遇した野生鳥獣とします。

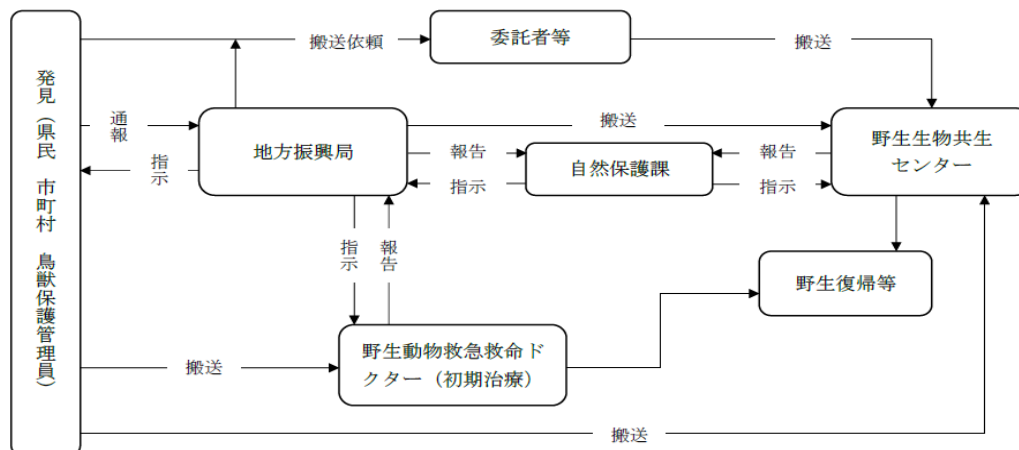
イ 関係機関と調整を図りながら、必要に応じて農林水産業への被害を与える鳥獣や生態系に影響を与える外来種を除くこととします。

(2) 傷病鳥獣救護の対応

「福島県傷病鳥獣保護等取扱要領」に基づき、保護された傷病鳥獣については、野生生物共生センターにおいて治療等を行い、治癒後野生復帰のためのリハビリ等を経て、野生復帰を行います。

傷病鳥獣の救護活動は、福島県野生動物救急救命ドクター等との連携により行い、野生復帰率の向上を図っていくものとします。

傷病鳥獣救護体制



3 油等による汚染に伴う水鳥の救護

大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係団体が互いに情報収集や提供等を行い、救護活動等が円滑に実施されるよう、あらかじめ連絡体制の整備に努めるものとします。

4 鳥獣の保護及び管理における感染症への対応

(1) 高病原性鳥インフルエンザについて

本県では、平成 23 年 1 月、2 月にキンクロハジロ及びコハクチョウ、平成 28 年 12 月及び令和 3 年 1 月にはオオハクチョウで高病原性鳥インフルエンザが発生しました。今後も野鳥における高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、関係部局との連携体制を維持し対応するとともに、野鳥との係わりや接し方等について、ホームページ等を通じて広く県民への普及啓発を行ないます。

また、野鳥において高病原性鳥インフルエンザが発生する可能性を踏まえ、環境省の「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」(平成 30 年 10 月)及び「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに関する取扱要領」、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応に関する運用マニュアル」(令和 3 年 4 月 7 日 3 環共第 104 号)に基づき、野鳥の生息状況等について調査を行うとともに、死亡野鳥のウイルス検査等を実施し、感染の早期発見及び拡大防止に努めることとします。

(2) 豚熱 (CSF)、アフリカ豚熱 (ASF) について

平成 30 年に国内で 26 年ぶりに発生して以降、野生イノシシにおける豚熱 (CSF) 感染が継続して確認されています。本県では、令和 2 年 9 月に野生イノシシから県内初となる豚熱 (CSF) の感染が確認され、以降も継続して野生イノシシから感染が確認されています。今後も豚熱 (CSF) の発生に備え、関係部局との連携体制を維持し対応します。

また、関係部局や関係市町村等と連携しながら捕獲強化の対策を推進することにより感染収束に努めます。

なお、狩猟者や捕獲従事者に対しては「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き (令和元年 12 月環境省・農林水産省公表)」等に基づいた防疫措置に配慮しながら捕獲を実施するよう指導します。

アフリカ豚熱 (ASF) については、現在国内での感染はないが国内への侵入リスクが高まっていることから、侵入時の早期発見及び侵入確認時における速やかに必要な措置を講じることができるよう、関係部局と連携し対応します。

(3) 野生動物の感染症について

世界的な発生状況についての情報収集に努めると共に、野生動物の感染症の発生状況や野生動物の死亡状況などの監視に努めることとします。

特に、口蹄疫等の家畜伝染病や SFTS (重症熱性血小板減少症候群) 等の既に国内での感染者がみられている人獣共通感染症、ウエストナイル熱等の現在国内での感染がないが国内で発生した場合に家畜や希少鳥獣等への影響が懸念される感染症について、鳥獣における感染状況を早期に発見し、対応できるよう、情報収集・監視に努めます。また、鳥獣の

イ 年間計画

(第34表)

重点項目	実施期間												実施方法
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	
野生鳥獣	←—————→												広報誌やホームページ等により普及啓発

※ 重点実施期間 5～6月、10月中旬～11月中旬

(3) 猟犬の適切な管理

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底するよう、猟犬の管理について狩猟者に注意を促すものとします。

(4) 野鳥の森等の整備

県民が、野鳥観察等を通じて野鳥の生態等を知る喜びを体得することができるよう、昭和50年に裏磐梯鳥獣保護区に「福島県裏磐梯野鳥の森」を設置しました。この野鳥の森は湿地、沼地、ブナ林等変化に富んだ自然環境に恵まれ、多くの野鳥が生息しています。

本計画では、引き続き野鳥観察路、野鳥観察ステーションの維持補修等を行い、良好な環境整備に努めます。

(第35表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	利用の方針	備考
福島県裏磐梯野鳥の森	昭和50年	耶麻郡北塩原村大字桧原地内	100ha	観察ステーション 観察路3,178m 展望台など	利用期間 無雪期	

(5) 愛鳥週間行事等の計画

(第36表)

区分	令和4年度～令和8年度	備考
愛鳥週間行事	<ul style="list-style-type: none"> ・愛鳥週間ポスターコンクール（小・中学校） ・広報活動 愛鳥週間ポスター配布 野鳥の声放送 広報誌掲載 等 <ul style="list-style-type: none"> ・愛鳥モデル校への情報提供等 ・鳥獣飼養等の適正化指導 	

(6) 愛鳥モデル校の指定

ア 方針

小・中学校の児童・生徒の鳥獣の保護についての関心を高めるとともに、自主的な保護活動の促進を目的として、鳥獣保護思想の普及啓発の中心となる愛鳥モデル校を指定します。

イ 指定期間

5年間

ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容

愛鳥モデル校に対しては、野鳥の会等関係団体等との連携により、探鳥会の実施、地域に生息する鳥獣に関する学習会等の活動等を支援します。

エ 指定計画

(第37表)

区分	令和4年度～令和8年度			
	再指定	新規指定	計	備考
小学校	4	0	4	
中学校	4	1	5	
合計	8	1	9	

(7) 法令の普及徹底

ア 方針

県民への鳥獣に関する法令の遵守の徹底を図るため、鳥獣の捕獲等の規制制度、飼養に関する制度、特定猟具使用禁止区域等について広報誌やホームページ等で周知を図ります。

なお、鳥類の飛来時期、鳥獣の出生時期及び狩猟解禁前を重点実施期間とします。

イ 年間計画

(第 38 表)

事業内容	実 施 時 期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣の飼養及び捕獲許可 カスミ網の使用禁止 鳥獣保護区等の保護管理 適正な狩猟制度													ポスター・広報誌、鳥獣保護各種会議等	県民・小中学校児童・狩猟者等

※ 重点実施期間 鳥獣の飼養及び捕獲許可 5～6月
 カスミ網の使用禁止 5～6月
 鳥獣保護区等の管理 10～11月
 適正な狩猟制度 10～11月

第12 指定管理鳥獣の管理に関する事項

1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成に関する方針

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（以下「実施計画」という。）は、第二種特定鳥獣が指定管理鳥獣に指定されている時、生息状況や被害状況等を勘案して、第二種特定鳥獣管理計画に基づく個体群管理を強化する必要があるために事業を実施する場合において作成するものとします。

計画作成にあたっては、第二種特定鳥獣管理計画に事業の実施に関する事項を定めると共に、指定管理鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系への被害の程度、指定管理鳥獣の生息状況及び捕獲数を把握するとともに、個体数推定及び将来予測を行うよう努めるものとし、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ、また、実施区域が県境に位置する場合など、積極的に関係都道府県との連携を図り捕獲等の目標及び事業の内容を定めるものとします。

附 則

この計画は、令和4年4月1日から施行します。

附 則

この計画は、令和8年3月30日から施行します。

鳥獣保護区の指定等計画(概要)

(別表 第1表)

区分		鳥獣保護区 指定の目標	既指定鳥獣 保護区 (A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
				R4	R5	R6	R7	R8	計(B)	R4	R5	R6	R7	R8	計(C)
森林鳥獣 生息地	箇所		75						0						0
	面積(ha)		59,179						0						0
大規模生 息地	箇所		2						0						0
	面積(ha)		34,068						0						0
集団渡来 地	箇所		3						0						0
	面積(ha)		28,507						0						0
集団繁殖 地	箇所		0						0						0
	面積(ha)		0						0						0
希少鳥獣 生息地	箇所		1						0						0
	面積(ha)		23						0						0
生息地回 廊	箇所		0						0						0
	面積(ha)		0						0						0
身近な鳥 獣生息地	箇所		56						0						0
	面積(ha)		23,763						0						0
計	箇所		137	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0
	面積(ha)		145,540	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0

区分		本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了する鳥獣保護区						計画期間中 の増減*	期間終了時の 鳥獣保護区*		
		R4	R5	R6	R7	R8	計(D)	R4	R5	R6	R7	R8	計(E)				
森林鳥獣 生息地	箇所						0						0			0	75
	面積(ha)						0						0			0	59,179
大規模生 息地	箇所						0						0			0	2
	面積(ha)						0						0			0	34,068
集団渡来 地	箇所						0						0			0	3
	面積(ha)						0						0			0	28,507
集団繁殖 地	箇所						0						0			0	0
	面積(ha)						0						0			0	0
希少鳥獣 生息地	箇所						0						0			0	1
	面積(ha)						0						0			0	23
生息地回 廊	箇所						0						0			0	0
	面積(ha)						0						0			0	0
身近な鳥 獣生息地	箇所						0						0			0	56
	面積(ha)						0						0			0	23,763
計	箇所	0	0	0		0	0	0		0	0	0	0		0	0	137
	面積(ha)	0	0	0		0	0	0		0	0	0	0		0	0	145,540

既指定鳥獣保護区の更新等計画

(別表 第2表)

指定年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			指定期間	備考
				異動前の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の面積 (ha)		
R4	森林鳥獣生息地	半田山	期間更新	1,402	0	1,402	R4.11.1 ~ R14.10.31	
R4	森林鳥獣生息地	前ヶ岳	期間更新	517	0	517	R4.11.1 ~ R14.10.31	
R4	森林鳥獣生息地	熱海	期間更新	168	0	168	R4.11.1 ~ R24.10.31	
R4	森林鳥獣生息地	多田野	期間更新	317	0	317	R4.11.1 ~ R24.10.31	
R4	森林鳥獣生息地	山本	期間更新	506	0	506	R4.11.1 ~ R14.10.31	
R4	森林鳥獣生息地	宝坂	期間更新	144	0	144	R4.11.1 ~ R14.10.31	
R4	森林鳥獣生息地	飯盛山	期間更新	693	0	693	R4.11.1 ~ R14.10.31	
R4	森林鳥獣生息地	眞木	期間更新	940	0	940	R4.11.1 ~ R14.10.31	
R4	森林鳥獣生息地	沼尻	期間更新	345	0	345	R4.11.1 ~ R14.10.31	
R4	森林鳥獣生息地	表磐梯	期間更新	393	0	393	R4.11.1 ~ R24.10.31	
R4	森林鳥獣生息地	沼沢湖	期間更新	379	0	379	R4.11.1 ~ R14.10.31	
R4	森林鳥獣生息地	針生	期間更新	175	0	175	R4.11.1 ~ R24.10.31	
R4	森林鳥獣生息地	黒岩湿原	期間更新	896	0	896	R4.11.1 ~ R24.10.31	
R4	森林鳥獣生息地	駒ヶ岳	期間更新	367	0	367	R4.11.1 ~ R14.10.31	
R4	森林鳥獣生息地	八十里越	期間更新	452	0	452	R4.11.1 ~ R14.10.31	
R4	森林鳥獣生息地	小川	期間更新	589	0	589	R4.11.1 ~ R14.10.31	
R4	森林鳥獣生息地	川内	期間更新	637	0	637	R4.11.1 ~ R14.10.31	
R4	身近な鳥獣生息地	小川三島	期間更新	35	0	35	R4.11.1 ~ R24.10.31	
計	(箇所数)	18	区域拡大	0	0	0		
			区域縮小	0	0	0		
			解除	0	0	0		
			期間更新	8,955	0	8,955		
			満了	0	0	0		
			小計	8,955	0	8,955		
R5	森林鳥獣生息地	福良	期間更新	509	0	509	R5.11.1 ~ R25.10.31	
R5	森林鳥獣生息地	蓬田山	期間更新	2,188	0	2,188	R5.11.1 ~ R15.10.31	
R5	森林鳥獣生息地	西郷	期間更新	931	0	931	R5.11.1 ~ R25.10.31	
R5	森林鳥獣生息地	矢吹	期間更新	516	0	516	R5.11.1 ~ R25.10.31	
R5	森林鳥獣生息地	棚倉	期間更新	687	0	687	R5.11.1 ~ R25.10.31	
R5	森林鳥獣生息地	水石山	期間更新	1,332	0	1,332	R5.11.1 ~ R15.10.31	
計	(箇所数)	6	区域拡大	0	0	0		
			区域縮小	0	0	0		
			解除	0	0	0		
			期間更新	6,163	0	6,163		
			満了	0	0	0		
			小計	6,163	0	6,163		

既指定鳥獣保護区の更新等計画

(別表 第2表)

指定年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			指定期間	備考
				異動前の面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の面積 (ha)		
R6	身近な鳥獣生息地	本宮	期間更新	1,630	0	1,630	R6.11.1 ~ R16.10.31	
R6	身近な鳥獣生息地	浄土松	期間更新	70	0	70	R6.11.1 ~ R26.10.31	
R6	森林鳥獣生息地	妙見山	期間更新	407	0	407	R6.11.1 ~ R16.10.31	
R6	森林鳥獣生息地	羽鳥	期間更新	2,357	0	2,357	R6.11.1 ~ R16.10.31	
R6	森林鳥獣生息地	東堂山	期間更新	263	0	263	R6.11.1 ~ R26.10.31	
R6	森林鳥獣生息地	烏峠	期間更新	445	0	445	R6.11.1 ~ R26.10.31	
R6	集団渡来地	猪苗代	期間更新	10,450	0	10,450	R6.11.1 ~ R26.10.31	
R6	森林鳥獣生息地	蓋沼	期間更新	975	0	975	R6.11.1 ~ R16.10.31	
R6	身近な鳥獣生息地	田島町	期間更新	8	0	8	R6.11.1 ~ R26.10.31	
R6	身近な鳥獣生息地	原町市	期間更新	30	0	30	R6.11.1 ~ R26.10.31	
R6	森林鳥獣生息地	山上	期間更新	586	0	586	R6.11.1 ~ R16.10.31	
R6	身近な鳥獣生息地	浪江	期間更新	5	0	5	R6.11.1 ~ R26.10.31	
R6	森林鳥獣生息地	川前	期間更新	732	0	732	R6.11.1 ~ R16.10.31	
R6	森林鳥獣生息地	四倉	期間更新	1,068	0	1,068	R6.11.1 ~ R16.10.31	
R6	森林鳥獣生息地	湯ノ岳	期間更新	1,280	0	1,280	R6.11.1 ~ R16.10.31	
計	(箇所数)	15	区域拡大	0	0	0		
			区域縮小	0	0	0		
			解除	0	0	0		
			期間更新	20,306	0	20,306		
			満了	0	0	0		
			小計	20,306	0	20,306		
R7	森林鳥獣生息地	旭	期間更新	831	0	831	R7.11.1 ~ R27.10.31	
R7	身近な鳥獣生息地	郡山	期間更新	10,250	0	10,250	R7.11.1 ~ R27.10.31	
R7	身近な鳥獣生息地	大悲山	期間更新	19	0	19	R7.11.1 ~ R27.10.31	
計	(箇所数)	3	区域拡大	0	0	0		
			区域縮小	0	0	0		
			解除	0	0	0		
			期間更新	11,100	0	11,100		
			満了	0	0	0		
			小計	11,100	0	11,100		
R8	森林鳥獣生息地	博士山	期間更新	2,618	0	2,618	R8.11.1 ~ R18.10.31	
R8	身近な鳥獣生息地	夜の森	期間更新	30	0	30	R8.11.1 ~ R28.10.31	
R8	身近な鳥獣生息地	大熊	期間更新	4	0	4	R8.11.1 ~ R28.10.31	
計	(箇所数)	3	区域拡大	0	0	0		
			区域縮小	0	0	0		
			解除	0	0	0		
			期間更新	2,652	0	2,652		
			満了	0	0	0		
			小計	2,652	0	2,652		
合計	(箇所数)	45	区域拡大	0	0	0		
			区域縮小	0	0	0		
			解除	0	0	0		
			期間更新	49,176	0	49,176		
			満了	0	0	0		
			小計	49,176	0	49,176		

特別保護地区の指定等計画(概要)

(別表 第3表)

区分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	本計画期間に指定する特別保護地区(再指定含む)					本計画期間に区域拡大する特別保護地区						
			R4	R5	R6	R7	R8	計(B)	R4	R5	R6	R7	R8	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所		15					0						0
	面積(ha)		3,312					0						0
大規模生息地	箇所		1					0						0
	面積(ha)		6,090					0						0
集団渡来地	箇所		1					0						0
	面積(ha)		3,334					0						0
集団繁殖地	箇所		0					0						0
	面積(ha)		0					0						0
希少鳥獣生息地	箇所		0					0						0
	面積(ha)		0					0						0
生息地回廊	箇所		0					0						0
	面積(ha)		0					0						0
身近な鳥獣生息地	箇所		2					0						0
	面積(ha)		58					0						0
計	箇所		19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積(ha)		12,794	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

区分		本計画期間に区域縮小する特別保護地区					本計画期間に解除又は期間満了する特別保護地区					計画期間中の増減*	期間終了時の特別保護地区**		
		R4	R5	R6	R7	R8	計(D)	R4	R5	R6	R7			R8	計(E)
森林鳥獣生息地	箇所						0						0	0	15
	面積(ha)						0						0	0	3,312
大規模生息地	箇所						0						0	0	1
	面積(ha)						0						0	0	6,090
集団渡来地	箇所						0						0	0	1
	面積(ha)						0						0	0	3,334
集団繁殖地	箇所						0						0	0	0
	面積(ha)						0						0	0	0
希少鳥獣生息地	箇所						0						0	0	0
	面積(ha)						0						0	0	0
生息地回廊	箇所						0						0	0	0
	面積(ha)						0						0	0	0
身近な鳥獣生息地	箇所						0						0	0	2
	面積(ha)						0						0	0	58
計	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
	面積(ha)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,794

既指定特別保護地区の更新等計画

(別表 第4表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		
	指定区分	鳥獣保護区 名称	面積 (ha)	指定期間	変更 区分	指定面積 (ha)	指定期間
R4	森林鳥獣生息地	多田野	317	R4. 11. 1 ~ R24. 10. 31	再指定	30	R4. 11. 1 ~ R24. 10. 31
R4	森林鳥獣生息地	飯盛山	693	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定	53	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31
R4	森林鳥獣生息地	沼沢湖	379	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定	30	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31
R4	森林鳥獣生息地	駒ヶ岳	367	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定	137	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31
R4	森林鳥獣生息地	川内	637	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定	201	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31
計	(箇所数)	5	2, 393		再指定	451	
					小計	451	
R5	森林鳥獣生息地	福良	509	R5. 11. 1 ~ R25. 10. 31	再指定	30	R5. 11. 1 ~ R25. 10. 31
R5	森林鳥獣生息地	西郷	931	R5. 11. 1 ~ R25. 10. 31	再指定	149	R5. 11. 1 ~ R25. 10. 31
計	(箇所数)	2	1, 440		再指定	179	
					小計	179	
合計	(箇所数)	7	3, 833		再指定	630	
					小計	630	

特定猟具使用禁止区域の指定等計画(概要)

(別表 第5表)

区分		既指定特定猟具使用禁止区域(A)	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域							
			R4	R5	R6	R7	R8	計(B)	R4	R5	R6	R7	R8	計(C)	
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	217						0							0
	面積(ha)	55,367						0							0
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	0						0							0
	面積(ha)	0						0							0

区分		本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域					計画期間中の増減 *	計画終了時の特定猟具使用禁止区域 **		
		R4	R5	R6	R7	R8	計(D)	R4	R5	R6	R7			R8	計(E)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所						0						0	0	217
	面積(ha)						0						0	0	55,367
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所						0						0	0	0
	面積(ha)						0						0	0	0

* 箇所数については (B)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)

* 面積については(B)+(C)-(D)-(E)+(F)

** 面積については(A)+(B)+(C)-(D)-(E)+(F)

特定猟具使用禁止区域指定等内訳(個別)

(別表 第6表)

区分	銃猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備 考
令和4年度	伊達市	阿武隈川梁川	72	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定
	福島市	飯野堰堤公園	62	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定
	大玉村	大壇	83	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定
	本宮市	岩根	40	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定
	本宮市	岩角山	36	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定
	郡山市	高野	32	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定
	郡山市	上伊豆島	124	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定
	郡山市	河内	107	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定
	郡山市	中田	54	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定
	郡山市	宮城	30	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定
	鏡石町	鏡石町	648	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定
	矢吹町	矢吹	252	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定
	棚倉町	仁公儀	502	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定
	棚倉町	八溝	1, 545	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定
	喜多方市	姥堂川	64	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定
	喜多方市	大原唐沢	300	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定
	猪苗代町	葉山	101	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定
	会津美里町	新鶴	554	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定
	相馬市	みさご沢	86	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定
	相馬市	手ノ沢	40	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定
いわき市	平鎌田	734	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定	
いわき市	高柴ダム	210	R4. 11. 1 ~ R14. 10. 31	再指定	
	新規		0		
	区域拡大		0		
	区域縮小		0		
	再指定		5, 676		
	小計	22箇所	5, 676		
令和5年度	桑折町	半田沼	198	R5. 11. 1 ~ R15. 10. 31	再指定
	桑折町	桑折町上郡	56	R5. 11. 1 ~ R15. 10. 31	再指定
	伊達市、福島市	伊達	211	R5. 11. 1 ~ R15. 10. 31	再指定

特定猟具使用禁止区域指定等内訳(個別)

(別表 第6表)

区分	銃猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備 考
	川俣町	川俣	25	R5. 11. 1 ~ R15. 10. 31	再指定
	郡山市	鬼生田	21	R5. 11. 1 ~ R15. 10. 31	再指定
	郡山市	根木屋	104	R5. 11. 1 ~ R15. 10. 31	再指定
	古殿町	古殿	155	R5. 11. 1 ~ R15. 10. 31	再指定
	田村市	岩井沢	66	R5. 11. 1 ~ R15. 10. 31	再指定
	田村市	古道	30	R5. 11. 1 ~ R15. 10. 31	再指定
	西郷村	一の又芝原	228	R5. 11. 1 ~ R15. 10. 31	再指定
	相馬市	大洲	282	R5. 11. 1 ~ R15. 10. 31	再指定
	広野町	西の沢	13	R5. 11. 1 ~ R15. 10. 31	再指定
	いわき市	四倉大野	98	R5. 11. 1 ~ R15. 10. 31	再指定
	いわき市	矢田川	425	R5. 11. 1 ~ R15. 10. 31	再指定
	いわき市	小名浜住吉	74	R5. 11. 1 ~ R15. 10. 31	再指定
	いわき市	泉ヶ丘ニュータウン	440	R5. 11. 1 ~ R15. 10. 31	再指定
計	新規		0		
	区域拡大		0		
	区域縮小		0		
	再指定		2, 426		
		16箇所	2, 426		
令和6年度	福島市	大作山	260	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	伊達市	保原	298	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	二本松市	智恵子の杜公園	203	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	二本松市	渋川地区	11	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	郡山市	柳橋	63	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	郡山市	栃山神	27	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	郡山市	二瀬	50	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	郡山市	田母神	44	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	須賀川市	浜尾	172	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	鏡石町	高野池	20	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	浅川町	里白石	20	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	浅川町	山白石	19	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定

特定猟具使用禁止区域指定等内訳(個別)

(別表 第6表)

区分	銃猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備 考
	小野町	浮金	63	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	小野町	上羽出庭	61	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	田村市	大荷場	32	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	田村市	牧野	42	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	田村市	樋ノ口	4	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	田村市	関本	27	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	西郷村	大平	208	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	白河市	午房沢	171	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	喜多方市	塩川	110	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	磐梯町	清水平	1,057	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	猪苗代町	猪苗代スキー場	356	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	猪苗代町	磐梯荘	112	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	相馬市	新沼	673	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	相馬市	大野	234	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	相馬市	山上	75	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	川内村	高田島	40	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	川内村	早渡	16	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	新地町	武井地区	6	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	いわき市	小名浜金成	463	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	いわき市	小名浜野田	169	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	いわき市	小名浜勿来	8,486	R6. 11. 1 ~ R16. 10. 31	再指定
	新規		0		
	区域拡大		0		
	区域縮小		0		
	再指定		13,592		
	小計	33箇所	13,592		
令和7年度	二本松市	原瀬	117	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	二本松市	百目木	40	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	郡山市	大田	28	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	郡山市	伏丑	26	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定

特定猟具使用禁止区域指定等内訳(個別)

(別表 第6表)

区分	銃猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備 考
	郡山市	片平	105	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	郡山市	竹柄沢	2	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	須賀川市	松塚	5	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	田村市	西向	72	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	田村市	移	19	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	白河市	白坂	285	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	西郷村	熊倉	572	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	西郷村	甲子	670	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	棚倉町	瀬ヶ野	222	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	会津若松市	黒川	22	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	喜多方市	五分一	156	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	喜多方市	田付川	42	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	猪苗代町	中ノ沢	117	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	只見町	只見	155	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	相馬市	中村中部・飯豊	60	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	富岡町	上手岡	2	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	富岡町	上本町	230	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	富岡町	清水	118	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	富岡町	毛萱	54	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	富岡町	大倉山森林公園	129	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	新地町	上小川	63	R7. 11. 1 ~ R17. 10. 31	再指定
	新規		0		
	区域拡大		0		
	区域縮小		0		
	再指定		3, 311		
	小計	25箇所	3, 311		
令和8年度	福島市	摺上川ダム	453	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	福島市	信夫温泉	66	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	福島市	地藏原	55	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	二本松市	岳温泉・スカイピア	421	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定

特定猟具使用禁止区域指定等内訳(個別)

(別表 第6表)

区分	銃猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備 考
	二本松市	安達太良	306	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	郡山市	大槻公園	197	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	郡山市	守山	869	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	郡山市	谷田川	68	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	須賀川市	西川	446	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	石川町	中谷	70	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	平田村	後川	140	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	会津若松市	一箕	620	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	会津若松市	高久工業団地	52	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	会津若松市	湯川	12	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	会津若松市・ 会津美里町	門田	455	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	喜多方市	喜多方	550	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	猪苗代町	押立	207	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	金山町	滝ダム湖	25	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	南会津町	湯ノ花	99	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	只見町	塩沢	93	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	新地町	西久保	54	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	いわき市	いわきニュータウン	585	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	いわき市	深山口川	42	R8. 11. 1 ~ R18. 10. 31	再指定
	新規		0		
	区域拡大		0		
	区域縮小		0		
	再指定		5, 885		
	小計	23箇所	5, 885		
合計	新規		0		
	区域拡大		0		
	区域縮小		0		
	再指定		30, 890		
	合計	119箇所	30, 890		